

平成 27 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 6 日」	
*	開会年月日時 平成27年12月8日 午前10時00分
*	閉会年月日時 平成27年12月8日 午後 4時46分
*	開会の場所 小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんおはようございます。 本日は一般質問でございます。 活発なるご議論をご期待申し上げたいと思います。
議 長	定刻になりました。 ただ今の出席議員は全員であります。 定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。 ここで町長より発言が求められていますのでこれを許します。 町長、新井寿一君。
町 長	おはようございます。 芦平の土砂崩落につきまして、開会日の3日以降の状況等について報告をさせていただきます。その後でございますけれども、墓地が1基崩落し、現在1基が動いている状況でございます。県及び国の調査を受け、伸縮計を新たに2機設置するとともに、延長をし、また、ボーリングを行い、地中内の動きの調査作業を開始したところでございます。4日に避難区域内にあります公民館の使用を禁止し、仮設の公民館を5日に設置し、5日の夜、佐久建設事務所とともに区民に対する説明会を開催いたしました。区民の皆さん25人ご出席いただきました。また、3世帯6人の避難先につきましては、やすらぎ園の住宅に1世帯、北相木村に1世帯の移転が完了いたしました。残りの1世帯につきましては現在相談中でございます。今後も精神的なケアとその対応に努めてまいります。また、監視カメラの設置が完了し、役場等で常に状態監視ができるようになりました。説明会を開催し、区民の皆様方から何が原因と考えられるか、今後の対応、もちろん応急、また恒久対策について多くの意見が出されましたが、まだ動きが止まらない状態であり、現時点でははっき

	<p>りしないが、調査データを分析し、出来るだけ早く安全安心を確保し、元の生活に戻るよう対応していくことを申し上げました。現在自主避難でございいますが、今後、雪、また、雨あるいは崩落等によりまして、災害の避難勧告の発令、あるいは解除基準、これらにつきまして新たに芦平地区を対象とした基準を設定し、対応してまいりたい、このように考えているところでございます。また、トライアスロン小海大会のコースになっていますが、大会事務局の方にこの件については変更を検討するようにお願いをしたところでございます。今日現在では以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
<p><u>○ 議事日程の報告</u></p>	
議 長	<p>本日の議事日程はお手元に配布した通りであります。</p> <p>本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。</p> <p>日程第一、本日は会議規則第61条の規定により一般質問を行います。</p> <p>あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第55条を準用する同第63条の規定により、一般質問は左の欄の同一事項について原則として3回までとしますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは順次質問を許します。</p>
<p><u>日程第1 「一般質問」</u></p>	
議 長	<p>初めに第5番 新津孝徳議員の質問を許します。新津孝徳君。</p>
<p><u>第5番 新津 孝徳 議員</u></p>	
5番議員	<p>第5番、新津孝徳です。先に提出いたしました通告書に基づき質問をいたします。初めに地方創生の中から、森林、木材の活用は、と題しまして質問いたします。政府は11月25日、環太平洋連携協定、いわゆるTPPの大筋合意にともなう国内対策を盛り込んだ総合的なTPP関連政策大綱を決定いたしました。農業就業者の高齢化が進み、既存の農業経営を後継者等、若い担い手に継承することは持続的、持続可能な農業を実現するうえで極めて重要であります。これらの不安をこれから進められる政府の対策がどこまで農家に寄</p>

	<p>り添った形がとれるのか、次々と押し寄せる大波と戦っていかなければなりません。政府のまち・ひと・しごと創生を柱とした地方創生の取り組みに大きく関わってきますので、期待するしかありません。経済成長が右肩上がりの時と違い、少子高齢化で人口減少の昨今、先輩議員や町職員、現に我々も地方創生とは言わなくても常にこの問題に取り組んでまいりました。これと言った案のない中、小海町を見渡しますと、長野県を象徴とするように山ばかりであります。そして、カラマツ、赤松、雑木と成長し、伐期を迎えた林がたくさんあります。木材の単価は低く、流通の低迷している現在ではありますが、貴重な財産でもあります。この町中にあるものを利用しない手はありません。質問に入ります。以前もバイオマスについて伺ったことがあります。現在新井町長のバイオマスについて思うところと、周りの市町村というこれらの件で検討したことがあるかどうかまずお聞きいたします。</p>
町長	<p>ご苦労様でございます。お答え申し上げます。今新津議員さんから10月5日に環太平洋パートナーシップ協定の大筋の合意、そして今回の地方創生ということで町にある木材を活かすべきだということでございます。既にご存じのように小海町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中では木質バイオマスについては具体的には触れていません。そしてまた、先般新津議員さんから一般質問を頂戴してございます。その後、例えば南佐久、あるいは南部地域で具体的な協議はしていません。いずれにいたしましても、塩尻で現在計画を進めています、信州Fパワーの動向を見守ってまいりたいということを考えているところでございます。ただ、佐久総合病院におきましては、エネルギーを利用することを今現在進めているということでございます。以上です。</p>
5番議員	<p>特別な取り組みはないということであるとお聞きしましたけれども、やはりこれからバイオマスと言っても幅広いものでいろいろ研究していく余地があると思いますのでまたお願いしたいと思います。私たち議会も岡山県の西栗倉村の視察に行つてまいりました。説明の中で私が一番印象となったのがこのままでは村が立ち行かなくなると、村長を初め職員に危機感が走ったという話でした。この状況の中から出てきたのが100年の森構想であります。100年と聞きますと大きな取り組みと思いますが、基礎となるところはどの自治体とも大きく変わりはありません。違うところは自主と考え方の相違であります。何か良いことはないか、余所の自治体がやっているからではなく、まず我が町でできること、今現在ある状況からできることを小さなことからでも始めることだと思ひます。西栗倉村では小水力発電2ヶ所、太陽光</p>

	<p>発電、村営施設でのボイラーを灯油から薪ボイラーへ交換する。そしてこの薪は村が主体で森林組合と進める間伐事業の中の今まで捨てられていた林地、残材や間伐材を利用します。また発電によるEVの利用では一定規模の発電ボイラーを設置し、平常時には村民への無償で電力提供や公用車の充電、災害時には電気自動車を移動し、移動可能な非常用電源として活用し、避難所等への電力供給を検討するといった徹底した取り組みです。そして、積極的にIターンを受け入れ、人口増はもとより、Iターン者の今までの村の考え方と違った創意工夫を取り入れるより良い方向へ事業を進めています。小海町の3分の1に満たない人口の山間の村が頑張っています。小海でも学べる場所があると思いますが、先達の先輩が守ってきた森林や木材の活用を町長はどのように考えているか。もう一度お願いいたします。</p>
町長	<p>現在、森林、木材は大きな町の資源であり、これを活用していくことについては全く同じ考え方でございます。現在は丸太の多くは素材丸太として建築材やベニヤ材として利用されているということでございます。最近では価格が上昇傾向にあり、また、輸入材との関係もあって活発な取引が行われている、このようにお聞きしているところでございます。西栗倉村の方に議会の皆さんで視察に行ってくださいました。100年の森構想ということで、2本柱で川上と川下でそれぞれ撫育、あるいは加工で雇用の増にもつなげている訳ですが、小海町でも何かができないかと一緒に行った担当に指示をしているところでございます。ただ、今木材を丸太として利用し、そしてそれを建築材として利用している訳でございますが、今言ったようにA材はそれでいいと思いますが、B材、あるいは今言いましたC材、要するに枝であるとか曲がった部分、こういったものについてはなかなかバイオマス等で利用しなければ利用できない部分がございます。そういった中で住宅の一つの考え方ですが、住宅リフォーム等で助成事業をしている訳ですが、何らかの形で薪ストーブにするには40万円とか50万円とかそういった金額がかかります。そういったものを合わせて実施し、そして多くの皆さんに燃料として普及をさせるということも一つの方法でしょうし、あるいはチェーンソーであるとか、あるいは林業を一般の皆さんにも森林組合の皆さんにご協力を頂戴しながらそういった仕事、自分の自家用のものは自分で調達できるような対策が必要であると思っています。いずれにいたしましても、この山林、木材を有効に活用していく、そういったことを森林組合とともに一緒に考えてまいりたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。</p>
5番議員	<p>今町長から前向きなご意見を伺ったので、大変安心したところでございます</p>

	<p>が、やはり間伐が今進んでいますが、間伐だけで満足してはいけな と思います。次の一手を打っていく必要があると思います。また後程触れま がよろしくお願ひしたいと思ひます。長和町の齊藤木材工業の長門工場では 皆さんご存じのように造作用集成材を作っています。長野県産材の活用を目 指し、より良い製品を作り山にお金を返し、地域に貢献したいと言っていま す。大変ありがたい言葉であると思ひます。また、下伊那郡泰阜村では有志 で薪スタンド組合を作り、営業経験のある地域おこし協力隊員とともに注文 に迅速に対応できるよう出荷者のリスト作りを初め、価格や需要の確保まで の対応を研究しています。昨年の11月に結成したばかりであります、12 月1日から今年の3月31日までの売上は20万円程であるそうです。現在50代か ら80代までの16人が組合員としてやっているそうです。その始めたばかりの 事業に村は昨年度60万円、本年度も50万円を予算化し、チェーンソーや薪割機 の費用などに補助している、本当に小さな活動ではありますが、村がこれを 認め前向きに判断しているところが素晴らしいと思ひます。町民の財産であ る40年も50年も育てた森林、これらを有効利用し、町民に少しでも還元して いくことは町長を初め町職員であり、我々の務めであると思ひます。先ほど の繰り返しになるかもしれませんが、今後具体的に町長の方から取り組む姿 勢があるかお願ひいたします。</p>
<p>町 長</p>	<p>当然良い事業については積極的に取り入れ、また、町民の皆さんからのご要 望にこたえていく。また、この広大な伐期を迎えた木材を有効に活用していく という事は当然であると思ひます。そういった中で今小さなことから取り 組みをとということでございます。町でも今別荘地内の整備をした木材とそう いったものについて別荘の皆様方に還元する。また、別荘の皆さんにも手入 れに参加していただく、こういったことについて今検討を開始したところで ございます。いずれにいたしましても、伐期を迎えている山林が多い、こう いったことからその後の更新、次にまたもう一度植林し、下刈りし、そして 間伐、除伐、こういった作業を再度繰り返していかなければいけないわけ でございますけれども、そういったことも含めて今後林業を育てていくこと。 西栗倉村につきまして今は面積が非常に広いということで皆伐したところ については自然林のまま残しているというようなお話も聞きました。やはり 林業を継続するという意味からすれば全伐したところをまた新たな森にし ていく、こういったことも非常に難しい問題ではありますが、同時に取り組 んでいかなければいけないことであるのかと思ひています。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>最初に申し上げましたが、やはり周りにたくさんあるものでございますの</p>

	<p>で、取り組みさえすれば事業は続けることが十分できると思います。森林組合任せでなく、担当職員、地主さん、林業関係、多くの皆さんの意見集約を進めると同時に、森林組合と町、議会等で話し合い、検討し、広い視野に立っての行政指導、行政手腕を期待するところでもあります。バイオマスの利用の研究をしてほしいと思うところではありますが、この話し合い、森林組合さん等の話し合いとか、そういったことについてもどのような意見を持っているかお聞かせ願いたいと思います。</p>
<p>町長</p>	<p>お答えを申し上げます。当然そういった木材について間伐、あるいは皆伐もそうでございますけれども、A材については当然建築、あるいは杭材に使う訳ですが、またB材、そして一番のC材、こういったことについてはチップにし、そしてボイラー等に活用していくことと、全てを使い切ることが理想だという認識を持っていますが、現時点においてはそれが広域的に具体化されていることはございません。以前もお話し申し上げましたけれども、小諸市において一市で検討し、そしてなかなかこれは一つの市では難しいという調査結果も出ております。また機会あるごとに相談してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>5番議員</p>	<p>ありがとうございました。先程担当職員にもその旨を伝えているということですので、またこれから一緒に考えていきたいと思っております。次の質問に移らせていただきます。親沢の人形三番叟について質問いたします。ご存じの通り親沢の諏訪神社春の例祭に同社境内東西二棟の舞台上川平の獅子舞が奉納された後、西舞台上で五穀豊穰を祈願し奉納する大事な農業祭事があります。山間の小さな集落で200年以上、250年とも言われる間一度も休むことなく演舞奉納され、現在に至っています。いろいろな特徴ある中で一つ申し上げますと、独特の伝承方式がよく取り上げられています。現役役者を7年勤めた後、指導役としての親方を7年。その後オジツツァという立場になり親方が役者に三番叟を正しく伝承しているか見張る役目となり、合計21年関わります。その後も直系の役者が身内の不幸や出産などにより演じられないときは降格して役目を果たすという厳格なものであります。事実私たちも紛れもなくこのように伝承してまいりました。全国に何十カ所とある三番叟ですが、現在もほぼ旧来通り伝承されていることが、東京大学や昭和女子大学の名誉教授といった皆様の熱い視線をいただいたゆえんであると思っております。この貴重な伝承文化を今後も伝えていくためには地域の人々がその歴史と価値を再認識することが何よりも重要だと考えます。この程北牧楽集館の資料室に展示していただき、関心のある方には見ていただいていると思</p>

	<p>ます。町の教育長としての立場から三番叟についてどのように捉えられているかお聞きいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>おはようございます。お答え申し上げます。ただ今新津議員からお話があったとおり親沢の人形三番叟につきましては、250年以上も前から親沢地区で引き継がれてきた歴史ある伝統文化でございまして、町の宝といてもいいものでございます。これにつきましては、今申されたとおり全国的にも珍しい伝承継承に則った、人形の式三番としての伝統を今でも守っている事。それと、川平の獅子舞と春の祭典で共に奉納するということが、特徴があるのではないかと考えています。その中でもただ今の伝承方法が21年交代で引き継がれていくということが、一番の特徴ではないかと考えています。こういった独特の継承方法で現在にいたっているこの三番叟について、今年10月にオープンしました楽集館の方でも現在展示しております。たくさんの町民の皆さんにおいでいただきまして、見ていただいておりますが、まだこの紹介の方法については現在十分ではないと考えています。ということで今後につきましては、親沢区、並びに伝承の保存会の皆さんとのお話を経て、現在役場のロビーにある三体の人形につきましてもぜひ楽集館の方へ移した中で、ご紹介ができれば良いと思っているわけでございます。また、時代の流れの中でこの伝承方法、世襲制度が現在後継者不足ということも聞いています。こういった伝統あるものを後世に引き継ぐ何らかの方法について、今後町民の皆様とお話ししながら検討していきたいと考えています。また、学校教育の場においては子供たちへふるさと教育の一環として、ぜひこの親沢三番叟も含めた地域のお祭り、伝統文化についても引き継ぐ、教育についても進めたいと考えています。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>教育長も北牧楽集館での展示、私も思いましたけれども、もう少し一般の人に何か配れるような資料でも用意していただければありがたいということを感じました。まだ始まったばかりですので、今後の充実をまたよろしくお願ひしたいと思ひます。町はもとより県、日本財団等多くの皆さんのお力添えをいただいて現在に至っていますが、少子高齢化、人口流出による担い手不足は例外にあらざ、現在の役者は町内の理解ある有志の皆様のお手伝いをいただいて何とか続いています。来年の春祭りは7年目の節目に当たり次代への役者の不足といった状況になります。祭りには祭典係があり、現役の役者と親方が中心となって対策を考慮するのは当然であります。この長くに亘って伝えられてきたこの大事な、町にしても、親沢地区にしても貴重な文化観光の財産である三番叟の伝承を、先程教育長も心配していただいております。</p>

	<p>したが、何とかしたいと思います。この点について教育長先ほどお聞きしましたので町長にも一つ気持ちを聞かせたいと思います。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。私も川平ということで4月の春の大祭には必ず参加し、そして獅子舞に参加させていただいています。獅子舞も今新津議員さんがおっしゃった三番叟につきましても、長い歴史と伝承があり、そして多くの皆さんが春を待っているということでございます。特に春には外に嫁いだ皆さん、あるいは親戚の皆さん、多くの皆さんが三番叟を見にふるさとへ戻ってくるということでございます。親沢、川平地区が今も皆さんの力によって守り育てているということについては非常に感謝し、またその努力に敬意を表するところでございます。しかし、今お話がありましたように7年ごとに役者さんが代わるということで、その役者を親沢地区だけで見つけることが非常に厳しくなり、町民の皆さん、理解のある皆さんにご協力を頂戴しているところでございます。当然この三番叟というものを今後もずっと継承し、そして町の文化としてお願いしたい。それには町が何かできることがあるかどうかということについては、また今後いろいろな面でお話合いを持ちながら止まることのないように、ぜひともまた一緒をお願いをしたいというのが私の気持ちです。</p>
5番議員	<p>今大変温かい言葉をいただきましたので、親沢区祭典係、役者が中心となって、本当にまたこれから努力していくと思いますけれども、町中で守っていくというような気持ちになっていただきますよう、貴重な三番叟でありますので、何とか伝承していくためにお力添えをお願い申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>以上で第5番 新津孝徳議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第3番 篠原 義従 議員</u></p>	
議長	<p>次に第3番 篠原義従議員の質問を許します。篠原義従君。</p>
3番議員	<p>第3番、篠原義従です。一般質問に入る前に、芦平区土砂崩落の為、自主避難されている方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早く自主避難が解除されますようお願いしつつ質問に入らせていただきます。町では、地方創生総合戦略事業を進めるに当たり、まち・ひと・しごと、創生総合戦略策定アンケートを実施し、町民皆様の考えや想いを事業に反映させ、オール小海で取り組む姿勢だと理解しています。できること、できないことありま</p>

	<p>すが、アンケートを尊重し、そして検証し、町民の声を事業に取込み、進めたい。アンケート結果が出ましたので私が気になった点を3点ほど質問させていただきます。最初に、永住意識についての結果ですが、ぜひ他の市町村に転出したい、また、できれば他の市町村に転出したいが10%ありました。この結果に私は驚かされましたし、大変危惧するところでありませす。この結果を踏まえ町長の考え、そして今後への対策などを答弁お願いいたします。</p>
町長	<p>それではお答えを申し上げます。町民の皆さんにアンケートにご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。今10%の方が小海町から転出をしたいというアンケートの結果であったというお話しでございます。当然それは承知している訳ですが、逆に言いますと、70%以上の皆さんがずっとこの小海町に住み続けていたいというご意見もある訳です。それぞれの事情があり、他町村に転出したいとお答えをいただいたと思っています。家庭、あるいは生活の利便性、あるいは住宅環境、通勤、通学、様々な事情があるために率直に受け止めているところがございます。そしてまた、対策についてでございますけれども、それぞれの考え方でございますので、小海町そのものが嫌いだ。あるいは住み続けたくない。あるいは、家庭や人間関係等が理由とするならば、その対策は非常に厳しいものがあるわけでございますが、あるいは住宅が足りない、あるいは家賃が高い、あるいは環境、駅が遠い、通勤、通学等では今年も町営住宅を建築していますが、新たに住宅を建てる。あるいは宅地造成をする。あるいはより子育てしやすい町を作りながら保健や福祉や医療、教育、こういったもの、要するに総合戦略でございますけれども、そういったものによって住んでいて良かった、また住んでみたい、このように思わせるような将来にわたって町全体の活力が維持できるような施策を今後進めていく必要があるだろうと考えているところがございます。</p>
3番議員	<p>ただ今町長が言いましたように100%から10%を引くと90%残る訳ですけれども、今後この90%が80%、70%、60%にならないように今町長が申しましたようにいろいろなことに取り組んでいかなければならないと思います。できたらこの10%の人達がどのような不満をもって、どのような生活設計を持って下へ行きたいと願っているかは分かりませんが、行政でできることがあったらなるべく10%を5%にするという努力を続けていただきたいと思います。次の質問に移させていただきます。農林業を営むことについての調査結果で農地、森林の維持、管理と後継者担い手不足で50%を超える人が心配をしているが、後継者担い手問題は農業振興審議会でも議題にはのぼりませ</p>

	<p>でした。町として何か施策、計画等ありましたらお願いいたします。なお、森林関係につきましては新津議員が質問し、重複するところが多々あると思いますので、農業に関してだけ答弁をお願いします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。当然、最初に戻りますけれども、小海町を離れたいという皆さんの率が10%から5%、そしてまた0%になるように今後もまた努力をしてまいりたいと思っています。農業の関係でございますけれども、農業につきましては当然後継者が不足しているということ。そういった面においては農業の大規模化等、また、安定経営というものが大事であると思えますし、またこういった中山間地に位置しているということで小規模の農家の皆さんも生きがいを持って農業に従事していただく、農業に携わっていただく、こういったことが一番大事であると思っています。例えば、今インターシップ等で新たに新規就農者の対策をしている訳でございますけれども、小海町に来て農業をしたい、あるいは農業に携わりたい、そういった皆さんを温かく迎え、そしていろいろなことについて相談に乗る。こういったことも重要であると思っています。いずれにいたしましても、町の基幹産業の一つが農業でございます。農業が衰退してしまいますと町も同時に衰退してしまうということでございますので、農業の振興につきましては今後もJAと協力しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。</p>
3番議員	<p>このまま何も施策を講じないと農業は少しずつ衰退していくと思います。参考までに私の考えを述べさせていただきますが、私は前から言っていますが、私の持論でございます。農業経営は法人化、会社組織にすることで後継者担い手不足は解消されると考えています。そして今問題になっています、アルバイトの問題解決にもつながるでしょう。会社組織にしますと年間を通じての仕事を確保しなければなりません、冬期間の農業と言えばハウス栽培等々あります。例えばハウスの熱源には小海町にある自然エネルギーを使う。温泉、温水エネルギー。森林、先ほど新津議員もおっしゃっていましたが、バイオマスエネルギー。水、水力発電等のエネルギーを開発し利用する。そして個性ある野菜、果物を栽培する。まだ他にもいろいろな施策があると思いますが、私が今考えを持っていることを述べたわけです。言えることは全てに関して一朝一夕にはできないということです。10年、20年後を見据えた計画作成は行政主導で行わなければならないと考えています。以上のことを奇抜なアイデアであるということは申さないで、少しずつ考えを取り入れてやっていただきたいと思っています。何を作るかにも、エネルギーの開発と言っても今言った難しい話なのですが、それを今から考え準備して、少しづ</p>

	<p>つ計画をしていくことは、一朝一夕にはいきません。でも、何もやらなければ農業、林業、このまま少しずつ衰退していくという結果になるのは目に見えています。そこで10年、20年先、長い年月になりますけれども、少しずつ計画して進めていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
町長	<p>今ご提案をいただきました。法人化、会社化、あるいは大規模化というようなお話もございました。そしてまたいろいろなエネルギーを利用して一朝一夕にはいかない、今から10年、20年先を見据えて農業のあり方について検討をしていくべきだというご提案を頂戴いたしました。確かに小諸市においてもよくニュース等で出ますが、今もいちごの栽培が冬でも行われているのも事実でございます。果たしてそういったものがこの小海の地に適するかどうか、そういったことも含めて今ご提案いただきましたので、今後いろいろな皆さんにご意見をお聞きしてまいりたいと思っています。</p>
3番議員	<p>よろしくお願いいたします。次の質問に移ります。小海町への移住を増やし、小海町から出ていく人を減らすためにどのような取り組みに力を入れるべきかとのアンケート結果に、企業誘致、起業しやすい環境、起こす企業、環境の整備などによる働く場所を生む取り組みが61.2%あります。そこで私も再三言っていますけれども、企業誘致は大変難しいところがありますので、起こす企業です。新しく会社を作り、事業を始めたい人にどういった支援策があるのか、また考えているのかというところをお願いします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。誘致につきましては同じ考え方でございます。新たに事業を起こす、こういった皆さんに支援する策はあるのかということでございます。今町で起業者の支援につきましては、NPOを立ち上げる場合につきましては30万円という金額を町の単独支援として助成事業がでございます。今後、情報社会の中で起業と言っても、例えばインターネットを使ってこちらの方に通信回線で自然豊かな清浄なこの小海の地で事業を起こしたい、そういったこと。あるいは中部横断自動車道等の供用開始によりまして、そういった皆さんが来ていただける。そういったことも考えられる訳でございますけれども、現時点においてはその助成事業以外は具体的な助成事業はございません。</p>
3番議員	<p>今のところないということですが、これからはぜひ起業者にできることがありましたら、計画していただきたいと思います。会社を作るなら小海町でと言われるような環境整備、支援策を作っていただきたいと思います。エベレスト山頂を目指すように一步一步、また一步と、将来の小海町の基礎を築いていただきたいと考えています。以上で私の質問は終わらせていただき</p>

	ます。ありがとうございました。
議長	<p>以上で第3番 篠原義従議員の質問を終わります。</p> <p>ここで11時10分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに午前10時53分)</p>
<h2><u>第7番 篠原 恒一 議員</u></h2>	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに午前11時10分)</p> <p>次に第7番 篠原恒一議員の質問を許します。篠原恒一君。</p>
7番議員	<p>7番、篠原恒一です。通告により質問をさせていただきます。質問事項は当町における寝たきり高齢者の介護の実態と支援策について伺いますのでよろしく願いいたします。本題に入ります前に若干憂うつな話をしますが、11月25日付信濃毎日新聞の斜面に、先に起きました埼玉県での無理心中に関する記事が載っていました。事件につきましては皆さんも報道等でご存じのことだと思いますけれど、一家三人が乗った軽乗用車が利根川に突っ込み、74歳の父親と81歳の母親が亡くなり、47歳の娘が殺人と自殺ほう助の疑いで逮捕された事件。認知症の母親を介護して10年。家計は高齢の父親が新聞配達で支えてきた。その父親が体調を崩して働けなくなり、死にたいと頼まれたという。介護の疲れと生活苦が動機とすれば大変痛ましいという内容でした。またこの記事を読んだ駒ヶ根市の68歳の女性の方からの投稿が11月30日付信濃毎日新聞の私の声欄に載っていましたので、若干紹介させていただきます本題に入りたいと思います。「25日付の本誌、斜面を読みました。貧困と介護の轍に車輪を落とせば二度と抜け出せない。そうです、もうそんな社会だと思います。寝たきりの高齢者の介護がどれだけ家計を圧迫しているか、家族の負担になっているか、そのことをどれほどの人が理解してくれているか、無理心中を選んだ埼玉一家の気持ちが私には痛いほど分かります。どんなに社会福祉制度が充実したと言われても、底辺に暮らす私たちには届かないのが現実です。私も長期間寝たきりの姑の介護をしていて、勤めにも行けず家計は貧困の真っ只中です。70代で自身も高齢者の夫ですが、働かなくてはならず毎日建設業のアルバイトに出ています。朝仕事に行く夫を送り出すのはつらい気持ちです。多くの友人、私の妹や弟に経済的、精神的に支えられながら何とか生きているというだけであります。認知症の姑は意味不明なことを言ったり、騒いだり、いずれは自分の通る道だからと親戚に言われま</p>

	<p>す。絶対に通りたくない」と反論しています。なぜ私がこうしたことを書くのか、それは私みたいな立場で世間体を気にして何も言えない人もきっといると思ったからです。まだまだ親を家で見なければならぬという風習は根強く、嫁に対して厳しい意見が多々あります。お金がなくてもないとは言えない人も多くいます。でもこれからは私のような家庭は増え続けるでしょう。死ぬ勇気があるのなら本当の生活をさらけ出しませんか。天龍川のほとりに何回も立ち尽くして死ぬ勇気がなかった私です。春が来るか再び冬が来るかはわかりませんが、何とか生きていけませんか。」という記事が掲載されていました。同居して息子、夫婦が親を見る家庭もあれば、老齢夫婦のみで家庭で夫を介護し、または妻を介護する家庭もあると思います。介護の大変さは実際に介護をした者でなければわかりません。そこで本題に入りますが、まず1点目としまして、当町における寝たきりの方、特に認知症が進んで自宅で介護をしている、自宅でせざるを得ない低所得者。紹介記事にもありましたが、働きたくても働きに出ることができない。介護者本人も高齢でいつ自身もそうなるか分からない。このような家庭があるとすれば今後が心配であります。収入がないから施設にも預けられない家庭。実態があつたとすればその実態について町民課長より説明をお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。</p>
<p>町民課長</p>	<p>おはようございます。それでは資料を用意いたしましたので、そちらの方をご覧いただきたいと思います。資料綴り1ページをお願いいたします。当町における実態はということでございますけれども、介護保険の関係の平成27年9月現在のデータを元にしてございます。まず表の1をご覧いただきたいと思います。9月現在における要介護度別の認定者数ということでございます。1月末に比べて20人多く、また第6期の計画に比べても10人多い状態となっております。微増傾向は引き続き続いているということでございます。合計欄の300という数字は65歳人口に示す割合は16%程度となっております。これは平均的な数値となっております。介護サービスの種類別に分類したものが表2と表3というものになります。表2はホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイといった在宅系サービス。表3につきましては特別養護老人ホーム、老人保健施設といった施設サービスの利用状況の表になります。表2をご覧いただきたいと思いますが、在宅系サービスを利用されている方の中で寝たきりとなられている高齢の方が要介護度4と5のところでは1名、3名ということで計4名おられます。また、在宅系サービスを利用されている方で老々世帯の数につきましては、合計数字のところでは30世帯というこ</p>

	<p>とでございます。先ほどお話にありました、介護のためにフルタイムのお勤めができないケースというものも要介護3のところに表示してございますけれども、1世帯明らかにあるのを承知しています。いずれにしましても、在宅系のサービスを選択するか施設系のサービスを選択するかはご利用者本人やご家族の意向というものが最優先となっておりますが、ご家族には施設サービスを紹介するなどしまして、無理をしないようにという声かけは包括やホームヘルプに携わっている職員、ケアマネ等から行っているところでございます。また、介護疲れというのが気になるケースにつきましては、一時的に老人保健施設などのショートステイというものを利用するケースもございます。資料の説明は一旦そこまでとします。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>ありがとうございました。介護の実態はこの表の通りということでございますが、この中には先ほど質問しましたように低所得者で在宅のサービスも受けられない、施設のサービスも大変だ。こういう家庭が結構いるのではないかと思います。それと現実的には先程例に申しましたような悲惨な形の家庭はない、小海町にはないというような報告も受けていますけれども、これからだんだんそういう状況になる家庭が増えてくるのではないかとということも懸念されます。この表2の中で在宅介護合計201名、それからこの内、老々世帯が30世帯、それから介護のために働けないところが現状1世帯ということでございますが、その下に※印で非課税の世帯に属する者の利用者負担の2分の1を町が補助してくれているというようなことも書かれています。この2表のこの老々世帯30世帯と、それから単独補助しているところの87名。この辺がそれと施設介護の補足給付対象者の41名というような、これらの数字が今後どんどん増えてくるのではないかとということが危惧される訳であります。先程の新聞の声も紹介しましたがけれども、そういう悲惨な事例が小海町から絶対出さないよう、それなりの支援策をしていくのが行政の責務ではないかと私も思っています。今後の支援策ということで最後に町長にお伺いする訳ですが、法律の中にも高齢者虐待防止法というのが平成17年11月9日に施行されています。内容を見ますと法律は高齢者虐待の防止、高齢者の要介護者に対する支援等に関する法律ということでありまして、この14条に市町村は養護者の負担の軽減のため、これ1項でございますが、養護者に対する相談、指導、及び助言、その他必要な処置を講ずるものとするとうたわれています。2項では、負担の軽減を図るため緊急の必要があると認められた場合には、短期間養護を受けるために必要な居室を確保するための処置を講ずる。15条では、上記のための専門的な職員の確保に努めなければな</p>

	<p>らないと。このような法律上ではそのようにうたわれています。そこで虐待は小海町には高齢者の虐待はないと思いますけれども、これからどんどん増えていくそういう介護の家庭、低所得者、特に低所得者であり家庭で見ざるを得ないというような家庭の支援は必要になってくるのではないかと思います。町長のこれからの支援策について一つまとめていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。</p>
町長	<p>ご苦勞様でございます。今高齢者介護ということで悲惨な事例をお話頂きました。小海町にそういったことが発生しないように、また高齢者の皆さんへの虐待、こういったことが起こらないような施策というものを推進していかなければいけないと、今お話を聞いて改めて思ったところでございます。高齢者介護につきましては、基本的には介護保険のサービスが中心となっています。小海町においては幸いにして特別養護老人ホーム美ノ輪荘、あるいは老人保健施設こうみ、あるいは社協、NPOと多くの在宅系のサービスを提供する事業者があります。そういった中で介護保険を利用し、そしてそのサービスを受けていただけるように、包括支援センターを中心に相談に乗っているということでございます。町では紙おむつの支給等、社協と共にやっている訳でございますけれども、また介護疲れ等、そういった介護を常にされている皆さんに対しまして心身のリフレッシュということで、介護者会等も開催し、そしてお互いに悩みを話し合い、そして介護疲れを少しでも癒していただければありがたいということで交流の場を設けているということでございます。また配食サービスや外出支援等、いろいろな事業を展開し、介護者の皆さんのご意見を聞きながらその事業を進めているのが実態でございます。今最後にお話ございましたけれども、高齢者の虐待の関係、そしてそういったものを発見した場合については住居を提供し、そして保護する制度のお話もお聞きいたしました。虐待等につきましては、当然デイサービス、あるいはいろいろな場面で発見できれば当然即対応していくということでございますけれども、現時点においてはそういった事例はないということで安堵しているところでございます。経済的な支援策につきましては担当課長の方から答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。以上です。</p>
町民課長	<p>それでは表を見ながら経済的な支援についてご説明申し上げます。表2の方です。先程議員さんおっしゃられましたように※印の1番ということで欄外に表示してございます。在宅系サービスにつきましては通常サービス費用の1割というものが利用者の負担となります。それには高額医療と同じような制度がございまして、その負担金の額が月1万5000円を超えれば1万5000円ま</p>

	<p>でをいただくという制度も用意してございますけれども、その上に町では低所得者の方に対しては、例えば1万5000円の半額の7500円を支援するという制度が、そこにあります町単独補助とある※印1番の行ということで87名の方が対象になっているということでございます。次に施設系サービスを利用されている低所得の方への支援ということでございますけれども、表3番になります、内補足給付対象※印2というものがございます。この補足給付というものはその欄外にありますように、その施設での居住費とか食費の概ね55%から65%を介護保険の制度内で給付するものでございます。表の数字41名という方が半分以上になりますけれども、対象となっています。この結果、特別養護老人ホームの多床室というものを例にとりますと、全ての経費込みで月5万円程度で生活できる仕組みにはなってございます。年間60万円、通常の国民年金ですと80万円弱あるのでその中での特別養護老人ホームでの生活ができるという仕組みにはなっています。ただ、なかなか満額に近い国民年金を受給されている方というのはそれほどいない実情がございまして、そういったケースにつきましては最終的なセーフティーネットといたしまして、一番下の行にありますように生活保護という制度があります。ですので、経済的な理由で施設サービスが受けることができないという事例につきましては私の耳には入ってきていないのが実情でございまして、いずれにしても、先ほどの議員さんがおっしゃられた新聞の中に「お金がなくてというのも切り出せないし、世間体があつて親御さんを施設に預けることができない」というような考え、やはりまだこういった田舎では残っているととられますが、包括やケアマネ等を通じる中でそのようなことはない、皆さんが保険料払っている制度なのだから十分利用してくださいというようなかたちで、町としては今後さらに知らしめて新聞報道のような事例が発生しないように努めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p>
7 番議員	<p>ありがとうございました。これからも当然こういう世帯が増えていくと思いますので、手厚い支援ができるようによろしくお願ひしたいと思ひます。町長の公約にもあるとおり、安心して暮らせる、この小海町に住んで良かったと思えるような施策に一つ頑張つていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。以上で質問を終わります。</p>
議 長	<p>以上で第7番 篠原恒一議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第 6 番 鷹野 弥洲年 議員</u></p>	

議 長	次に第6番 鷹野弥洲年議員の質問を許します。鷹野弥洲年君。
6 番 議 員	<p>6番、鷹野弥洲年です。質問をさせていただきます。先ず、雇用定住促進事業の概要検討案についてであります。去る11月27日に開催されました小海町商工観光業振興審議会において雇用定住促進事業の概要案が提示されました。また後日開催されました町の長期振興計画の審議会におきましても同案が提示されたものと思います。3日に開会されました本定例会にこの雇用定住促進事業の概要案が提示されるものと思っていましたが、全員協議会の資料の中にもありませんでしたので、資料として提出をお願いいたしました。この検討案によりますと、雇用の増加と町内への定住の促進を目的とするとあります。対象者は概ね45歳未満で2年以上町外にいた者が小海町に定住し、町の内外を問わず就職する者。また、農業従事者、商店後継者等であり、その該当者に月額何万円かの助成を行うとされていますが、この事業の内容と目的を詳しく説明をお願いしたいことと、その効果の予測をどのように目論んでいるか伺います。合わせて、私は本年9月の定例会の一般質問において町の人口流出を食い止めるために大学、専門学校等を卒業し、小海町に戻り、住居を町に置き、小海町や近隣市町村に通勤する者に奨学金の減免制度の創設を強く要望いたしました。この質問に対して町長は奨学金の対象者のみならず、誰もがその恩恵に浴することができるような方策を早急に検討するとお答えいただきました。そのような経過の中で今回提示された雇用定住促進事業の概要検討案はその答えと受け止めて良いのか、合わせてお答えをお願いしたいと思います。</p>
産 業 建 設 課 長	<p>よろしく申し上げます。最初に私の方から資料綴りの2ページをお願いします。この制度の概要をご説明したいと思います。2ページの左側になります。雇用定住促進事業概要で、これは検討案ということで、審議会の時より少し変えてございます。まず一番の目的ですけれども、助成金の交付により雇用の増加と町内への定住の促進を進める、そういう目的でございます。二番の制度の概要と論点でございます。①対象者、これは助成金交付の対象者、45歳未満の被雇用者に交付すると。これは農業の青年就農給付金の対象者が45歳未満ということでございますので、それと同じにしたということです。次の丸が被雇用者は2年以上町外に居住しており、就職等により町内に定住する者。この2年というのも短大ですとか大学ですとか、就職等で町外、首都圏の方へ働きに行っている人たちが2年以上外にいる人をこちらの方へ、当然都会育ちの人も含め、またIターンの人も含めて町内の方に呼び込みたい</p>

ということで、2年以上という条件を付けさせていただきました。三番目が新規就農者、農業後継者、商店等後継者も対象とするということで、上記の45歳であるとか2年以上という条件が当てはまればこういう方々も対象としたい。②対象要件でございます。これも三つありまして、一番上が公務員は対象外としたい。二番目が被雇用者は町内在住で町内外どこの事業者でも雇用されていれば対象とする。1年以上転出もなく雇用される見込みがあること。臨時職員も対象、扶養されていないということで、簡単に言えば小海町に住んでいて町内、町外どこで勤務していてもいいよということでございます。三番目の丸ですけれども、農業後継者、商店後継者等は親元でも良い。ただし、雇用契約等を結ぶこと。給与、就業規則等々ということで、親子関係で親元に都会から来て農業とか商店を継ぐという場合もしっかり雇用契約を結んで、いわゆる労働者というのですか、そういうことならば対象としたい。次、三番目の助成内容でございます。被雇用者へ交付。一人当たり月額1万円から3万円を検討中ということで、全てP券で交付ということでございます。金額はまた右の方で説明しますけれども、現金でやるよりも地元の商店等の活性化のために全てP券で交付したいという内容でございます。次の丸が3年間に限り交付ということで、転入した時1回で払う場合とか1年から5年に分ける場合とかいろいろ検討したのですけれども、3年間に分けて交付したらどうかという案にしました。三番目に途中で転出した場合はその月分以降は交付しないということでございます。④交付の方法です。被雇用者へ事業者からの証明により、毎月本人宛へ引換券を発送、役場にてP券と引き換え、6カ月有効、毎月1日時点で勤務している月分は交付。しっかり勤めているという証明をもらえれば毎月本人宅へ引換券を郵送しまして、少しお手数ですけれど役場の方へPネット券の引き換えに来ていただく。一月ごとに来てもらっても良いし、6カ月まとめてもらっても良いというかたちで6カ月有効としました。役場も午後6時までとか土日引き換えできるような体制を取るべきであるということで、今後検討しています。⑤制度間調整で、新規就農者で青年就農給付金を受給している方は対象外で、150万円年間青年就農給付金もらえますので、そういった方は対象外。⑥適用期間は、平成31年度までこの制度をやったらどうかということでございます。それで最後注意点、検討課題等ということで、一番下になりますが、全額P券で交付した場合もP券は所得税がかかるということが注意点でございます。次が転職、町内外にしても引き続き対象かということで、今検討しているところでございます。2年以上転出してから再度転入した場合対象とするか、また現在町

	<p>内在住者で町外勤務者の方々に転出を食い止めるため支援策を検討するかなど、まだまだいろいろ検討課題があるかと思えますけれども、思い当たるころはそういった点でございます。それで今度右の方へ行きまして、推計、効果になりますけれども、対象者と事業費の推計でございます。まず一番上、住民基本台帳と税情報につきまして、個人情報もありますので、その担当者に調べていただきました。25年の4月から26年の3月までの1年間。次が26年度の1年間。その2年間の情報で、転入者が113名、実際の住所を移した方がいます。その内この左側の対象とか対象要件は少し難しいのですが、対象者の年齢とかそういった就職をしているかどうか等々を大体調べて、該当見込という方々が25年度は35名、26年度は29名いるであろう。そこから推計しまして、この制度があってもなくても通常35名、29名から推測して30名くらいは転入してこの対象になるであろう。それとここからが推計になるのですが、この制度をやることによって10名くらいは増えるかなということで、合わせて40名くらいになるかと。この10名も下の方で説明しますが、金額によって変わるであろうという気がします。一応10名と見込んで1年間40名が対象になるかなと。事業費の見込に移ります。まず1、2、3とありますけれども、月額1万円、2万円、3万円という場合で、一体いくら事業費がかかるかということでございます。1番の月額1万円の場合、対象者一人であると、月額1万円ということでございます。そうすると1年間は12倍しますので12万円、3年間支給するとなれば36万円ということになります。それが40人対象がいるということになりますと、月額1万円の場合は1年間で480万円、3年間で1440万円という事業費になると、同じように月額が2万円の場合は、40人の場合は1年間で960万円、3年間で2880万円、月額3万円とした場合は、40人の場合、月額3万円とすると1年間で1440万円、3年間だと4320万円という事業費が出るということでございます。この金額に応じて推計、どのくらいの効果があるかというのは変わってくるというのが実態だと思います。私の方から以上です。</p>
<p>町長</p>	<p>私の方からお答え申し上げます。今担当課長からお話し申し上げましたように、専門学校、あるいは大学等を卒業して小海町へ定住し、あるいは他町村に住んでいて、小海町の事業所で働いている皆さん。そういった皆さんも含めて小海町に定住した場合についてはこういった案で事業を設定したい。これは先般の一般質問の中でお答え申し上げましたけれども、奨学金の償還の助成と合わせて、これに代わるものとして検討させていただいたということでございます。ですから、当然奨学金については1年間で60万円。4年間だと</p>

	<p>すると240万円という金額が奨学金として貸与されるわけですが、そういった額の償還と比べて低いのではないかとご意見もあるかと思えますけれども、奨学金につきましてはこの金額、1万円になるのか3万円になるのかというのを財政的に検討した中で、その格差を今後奨学金両方で支給するという事は考えていませんので、その辺については今後1万円になるのか3万円になるのかを判断しながら奨学金についてはその時点で決めてまいりたいと、このように思っているところです。まず、公平公正、また小海町への移住、定住促進ということで、この制度を今鷹野議員さんおっしゃったようにこの前の一般質問でお答えをした代替案として提案させていただいたということでございます。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>ただ今制度の内容について詳しく説明をいただきました。また、町長の回答では奨学金の減免、こういったことを今後検討させていただくというような部分と、そういった部分を含んだものである、要するにいろいろなケースを考えた中で総括的なものであるというような答えであったかと思われます。町では政府が唱えている地方創生総合戦略にこうした事業の取り組みと思われます。小海町、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中身を見ますと、町外からの移住者を増やしていく、このような施策がうたわれています。その施策を推進する具体的なかたちがこの雇用定住促進事業の概要検討案であるかと思われます。私は移住、定住者の促進を図るこの点においては、それはそれで的を得たものと考えます。町長の言われる誰もがその恩恵に浴することができるよう方策という点について、このような案になるかと思いません。この事業の主旨もよく理解できるものであります。しかし、これで移住促進になり、人口減少を抑えることにつながっていくのでしょうか。今日本の各地で人口減少問題に苦しみ、政府は東京一極集中を回避し、地方創生を図るとし、日本中の自治体が地方創生総合戦略を策定し、移住者の確保に躍起になっています。もちろん小海町もこれに乗り遅れることのないように方策を樹立し、推進しようとしています。まさに今移住者の引っ張り合いが起きているわけでございます。その中でいかに魅力があるか、こういったことが問われているかと思えます。私は9月の一般質問で移住者を呼び込む、それはそれで結構ですけど、その前に人口流出を抑える、このことが非常に大事であると申し上げました。ただ今産業建設課長のこの推計の予測の中にも毎年30人ほど通常の人がかくると言いましたけれども、これは地元から大学や短大へ出た人が、戻ってきた人がその数であるということです。その上に10人の移住者を見込む、そういったような内容であったかと、このように思う</p>

わけであります。子供たちが大学、専門学校を卒業し、地元に戻ってこなければ大きな人口流出、人口減少につながってしまいます。だから卒業後に地元に戻ってきてもらいたいし、帰ってきたら奨学金の減免をするように求めました。町外に通勤しても良い、農業後継者でも、事業者の後継者でも良い、奨学金を借りなかった人が戻ってきたら制度を補完していけば良い。そして小海町にはこういった制度があるのだから、子供たちに学校を出たら地元へ戻ってきてもらいたい。中学生、高校生にそのことを教え、小海町を愛する子供たちを育てることこそ重要なのだと訴えました。町もこの奨学金減免制度にはある程度理解を示していただいているようであります。ただ今町長の答弁にもありました。ここで問題なのは、町の職員として当然かもしれませんが、公平性の観点であります。町長のお答えのように誰もがその恩恵に浴することができるような方策、その言葉に象徴されるように特定の人の利益につながることはしない、結果奨学金の減免制度は無理だよ、一般質問の終了後に複数の職員から言われました。9月の一般質問の繰り返しになりますが、私は6年前にも奨学金の減免制度の創設を訴えました。なかなか理解していただけませんでした。新しいことには取り組めないでしょう。前例のない事には取り組めないでしょう。勤め人、あるいは公務員に共通する意識の問題であるかと思えます。前例はできました。10月に佐久市が新聞で奨学金の減免制度をやると報道がされました。佐久市は恵まれたところあります。雇用の場も多くありますし、周辺市町村からも通勤者が集まります。商業圏としても中核都市としての役割を果たしています。その佐久市ですら人口の流出防止のために佐久市に戻ってきたら奨学金の減免を行うと言っているのです。話を元に戻しますが、雇用定住促進事業の概要検討案を行うのは良いのですが、この施策が注目を浴びるような施策になりますか。これだけで人口流出防止につながりますか。小海町から進学していく子供たちにこの制度があるから町に戻ってこようとの意識が伝わりますか。そういった意識が持てますか。僕はこれでは訴える力が弱いと思えます。インパクトに欠けるわけです。公平性を重んじるあまり、あれもこれも落ち度のないように細心の注意を払われて制度設計を考えられています。それは当然のことと思えますけれど、そのために本来やりたいこと、つまり政策の柱となる部分がかすれてしまう。訴えたいことが伝わらない。こういったことになってしまふ。9月の一般質問で申し上げました。子供たちに奨学金を借りて、減免制度があるから戻ってきて欲しい。奨学金を借りなかった人、あるいは帰ってきた人が再度町外へ出て行ってしまった。いろいろな課題はあるけれど、

	<p>それは制度設計の中で補完していけば良い。このように言いました。くどくなりますが、大きな政策の柱があって、その政策の狙いが伝わるのが一番であり、公平性の観点からそれを補完するものがある、一体のものと考えれば良いと思います。地方創生の交付金の対象になるために、雇用定住促進事業の概要検討案であるのではなくて、国に受けの良い案を提出することが目的ではなくて、人口流出を防止し、人口減少を緩やかにするためにどのような施策があったら良いのかももう一度再考を求めるものであります。奨学金の減免制度という人口減少を防止するために大きな、大きな政策の柱があって、それを補完するものが今の町が検討している雇用定住促進事業概要検討と位置付けるものであると私は思います。これでは雇用定住促進事業が柱であり、奨学金の減免はよく見ればこの中に入っています。訴えることが逆ではありませんか。町長、どのように考えているかももう一度お伺いいたします。</p>
<p>町長</p>	<p>お答えを申し上げます。6年前に奨学金の減免という一般質問を頂戴し、そして先般当然それをやることによってふるさとへ卒業生が帰ってくるということでお話をいただきました。その時に現在過去3年間ですけれども、奨学金を貸与した卒業生が平成24年で2人、平成25年で3人、平成26年で2名ふるさとへ帰ってきて頑張ろうということで頑張らせていただいています。一番大きな課題として今現在奨学金の貸与につきましては経済的な支援をするという意味からして、ある程度の一定の所得以下の皆さんに奨学金を貸与しているわけですが、その額というものが非常に大きいか小さいかということは別ですが、所得額で800数十万円という金額を設定してございます。そういった中で、こういった制度をし、多くの皆さんに卒業後帰ってきていただく。これが一番の目的ではありますが、そういったことによって、多くの皆さんに奨学金制度をより有効に活用していただき、より多くの皆さんにお帰りをいただくということになった時に、ある面においてはこの制度を、今鷹野議員さんがおっしゃった制度を導入した場合どのくらいの皆さんが今よりも奨学金の貸与の申請をされるか。また多くの皆さんが帰ってきていただければもちろん良いわけですが、どのくらいの皆さんが小海に帰ってきていただいて、活躍していただけるか。こういった今見通しを立てながら財政的な面において検討をさせていただいているところでございます。確かに今おっしゃったようにインパクトも足りないし、一つの柱が欠けているのではないかとご指摘も頂戴いたしました。先ほど答弁いたしましたけれども、この金額によって奨学金制度については順番が違うとは言われましたけれども、検討を加えていきたいという答弁を先ほどさせて</p>

	<p>いただきました。そういった財政的な部分も含めてもう少し見込というものを精査する必要があるであろうと思っています。また佐久市さんで先般新聞報道されました。実際の内容が例えば全額なのか半額なのか3分の1なのか条件が付いているのか、付いていないのか、それらについても教育委員会の方に教えていただけるものならば調査をするように教育長の方に指示をしたところでございます。それらを参考にしながら今後対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。</p>
6 番議員	<p>お答えをいただきましたけれど、町長さん答弁が上手なものですから、そのとおりにするとはなかなか言ってもらえないようでございます。重ねて申し上げますけれど、地方創生の交付金を申請するための雇用定住促進事業ではなくて、人口減少を緩やかにするための施策であってほしい。せっかくやる施策であります。町民の皆様からこれはいいや、これなら子供たちを説得してみよう、町も思い切ってやってくれた、このような施策の狙い、想いが伝わるものであり、実効性のある奨学金減免制度、そしてそれを補完する雇用定住促進事業になるよう強く要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。</p>
議 長	<p>ここで午後 1 時まで休憩といたします。 (ときに午後 0 時 0 1 分)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに午後 1 時 0 0 分) 午前中に引き続き、第6番 鷹野弥洲年君の一般質問を許します。</p>
6 番議員	<p>それでは引き続いて質問をさせていただきます。</p> <p>国道299号線の白駒の池入口から麦草峠周辺の交通渋滞問題について質問をさせていただきます。最近白駒の池が大変人気がありまして、多くの観光客が訪れ混み合っています。近くの駐車場が一杯になり、駐車場が空くのを待っているために、この白駒の池入口付近手前から麦草峠にかけて299号線が交通渋滞を起こしています。白駒の池は皆さんご存じのように原生林につまれ、苔が大変きれいなところであります。そして池の周囲には6月にピンクのつつじが咲き誇り、秋にはこれが真っ赤に紅葉し、水鏡となって湖面に落とし、素晴らしい景色になります。この美しい景色を取ろうと写真家や一般の観光客、バスツアー、そして登山者などでシーズンを通して混み合っています。このために299号線沿いの駐車場は大変混み合っています。よく耳にするのが白駒の池に行ったけれど、駐車場に入れなくて見ないで帰ってきたとか、渋滞して身動きができなかったとか聞きます。つい先日も夏に白駒の池に行ったが、車が止められなくてあきらめたと、松原の別荘所有者から聞きました。私自身も山歩きをしますので度々白駒の池入口の駐車場は利用し</p>

	<p>ますが、確かに混んでいます。一昨年9月の連休に早朝、白駒の池を訪れたときには駐車場はすでに満杯状態でありました。八ヶ岳を縦走するために送ってもらいましたので駐車場は必要ありませんでしたが、白駒の池の湖畔を通るのに朝6時半だというのに、周囲の木道の上に写真家が三脚を並べていて、歩くのに木道の上を避けて通るほどたくさん写真家がいっぱいになっていました。また今年10月上旬にもアルプスからの帰りに麦草峠を越え、白駒の池の紅葉は終わってしまったかなと寄ってみました。平日の午後3時近いというのに駐車場はほぼいっぱいでした。池の周りにも大変多くの人で賑わっていました。この何分の1かの人々が松原湖にも寄っていただけららと思いましたが、このように白駒の池近くの駐車場が大変混雑し、一杯になると即299号線の渋滞が発生します。この状況につきまして事前に資料をお願いしてありましたが、無理なようでありました。資料はありませんけれども、この渋滞状況につきまして把握をされていましてその報告と299号線の渋滞解消への現状の取り組みを担当課長に伺います。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>お答え申し上げます。資料請求ございましたが、口頭でご報告ということでよろしく申し上げます。まず、施設の状況を申し上げます。国道299号線、この一帯ですが、平成27年、今年4月23日に開通しました。冬は通行止めでございます。4月23日開通で11月19日から通行止めということで、約7ヵ月間通行できるということでございます。駐車場ですが、麦草峠の峠に茅野市の無料の公共の駐車場があります。それが約30台。それと今回白駒の池の入り口の北部森林組合が管理、運営している駐車場、そこが大型19台、普通車160台可能な駐車場でございます。それでは北部森林組合に渋滞する時期を聞いたところ、まずお盆の時期、8月13日から16日の4日間、これが混むようでございます。それと紅葉の時期、今年10月2日の土曜日から10月12日月曜日の祝日ですが、その間の10日間の内、土曜日、日曜日、祝日の5日間が渋滞し、お盆の4日間と紅葉の5日間、合わせて9日間が特に渋滞したということの情報を得ました。それで渋滞の状況ですけれども、お盆は比較的スムーズに流れ、それほど混雑したという状況ではなかったようで、特別な渋滞対策はしていないようでございます。紅葉の時期につきましては渋滞します。一番渋滞のピーク時は片側に駐車場に入るための車が渋滞するのですが、片側渋滞が70m続いていて、駐車場に入るまでに1時間30分ほどかかる状態のようでございます。対策としてこの紅葉の時期は誘導員を1日10名配置しまして、片側通行を駐車待ちで駐車しますので、もう片方を片側通行で対応しているということでもあります。しっかり誘導員が上と下でやりますの</p>

	<p>で、特に大きな苦情は来ていないということでございます。ただし、麦草峠にある茅野市の無料の駐車場30台がありますが、そこには誘導員がいないためにここが混雑と渋滞がひどい状態で、そこを通り過ぎてきた人たちが白駒の池の駐車場の方へ来て苦情を言う。あそこは少しひどいと、苦情が来るということでございます。根本的な対策というか、以前から考えているのですが、シャトルバスによる方法とか、駐車場を広げるとか、道路を2車線から3車線にするとか、そういう検討を以前からずっとし、佐久建設事務所の方へ要望しているようでありますが、実現は難しい状況ということでございます。以上です。</p>
6 番議員	<p>お答えをいただきました。今渋滞している時期について伺った訳ですけれども、私は資料のお願いの中では、一時的に駐車場がいっぱいになって入らない時がどれ位あるかということも含めて聞いたのですが、把握できないようなのでこれは仕方がないのですけれども、今の報告では、現実よりかなり少ないように思われます。もう少し混み合っているのではないかと。6月位から非常に混んでいるように感じる訳でございます。それはともかく大変多くの皆さんが白駒の池を訪れていただくことは大変ありがたいことであります。残念なことにこの賑わいが小海町の観光に直結していないことであります。せっかく多くの観光客がすぐそこまで来ているのに小海町にあまり恩恵がない。白駒の池の半分は小海町ですよと主張している訳ですから看過できない問題だと思います。町では小海町、まち・ひと・しごと創生の総合戦略として小海町への新しい人の流れを作ると大きな目標を掲げています。この施策として観光振興を第一に挙げ、八ヶ岳、松原湖高原、白駒の池など観光資源の有効活用と、うたっています。こうした中であって299号線の渋滞問題は真剣に取り組まなくてはならない問題だと思いますけれども、町長はどのようにお考えですか。</p>
町 長	<p>299号線、メルヘン街道と通称呼ばれていますけれども、4月23日に開通式を行いまして、多くの観光客の皆さんに高原の素晴らしい景色を眺めながらのドライブを楽しんでいただいているわけでございます。そういった多くの皆さんが来ているのになかなか小海町の方に来ていただけないということでございます。実はリエックスさんの方からも林業センターの国道299号と松原高原線の交わる場所、あそこの案内板についてぜひとも変えていただきたいと。もっとリエックスの方に、小海町の方にお客さんが流れるような標識にしていきたいという陳情も頂戴しているところでございます。それらにつきましては今後県と協議し、そしてそういったものができるかどうか</p>

	<p>今協議をさせていただいているところでございます。地方創生の中で観光を通して交流人口を増やし、そして町の活性化につなげていこうと、盛り込んでいる訳でございます。当然今鷹野議員さんおっしゃったように何とか流れをなお一層中部横断自動車道が、仮称ですけれども、八千穂インターまで来るというお話になりますと、そちらの方へ行ってしまうということも懸念されますので、それらについて今から何らかの対策を講じていかなければいけないと思っていることについては同じ考え方でございます。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>今町長から伺った訳でありますけれども、小海町の方にお客さんが流れるようなかたちを取りたい、そういったことも伺った訳でございますけれども、この小海町へ観光客に来てもらう点と渋滞緩和をどうしていくかという大きな問題があるかと思えます。そうした中で渋滞緩和の方ですが、そちらの方で少し話をさせていただきたいと思えます。もちろんこの問題は小海町だけで考えることではないと思えます。関係自治体と連携し、国、県との連携が必要であるかと思えます。ここからは一つの方策として私の考えを述べさせていただきます。この駐車場が足りないからといって駐車場をどんどん拡張していく訳にはいかないと思えます。また、駐車場を造ることは国有地として簡単に認められる訳もないと思えます。何よりもあの素晴らしい北八ヶ岳の自然をこれ以上壊すことになってはいけないう訳であります。自然保護として守らなくてはならないのは、まさに北八ヶ岳の原生林であります。この素晴らしい原生林を後世に残していかななくてはならないのです。守るべきものは河川敷や遊休耕作地にいち早くはびこるハンノキではなく、この原生林であります。北八ヶ岳には多くの自然が残っています。交通量の増加と駐車場などの開発はこの素晴らしい自然を壊してしまいます。あの有名な縞枯山の縞枯現象にも影響があるかもしれません。また、299号線はツーリングのコースとしても人気があり、バイクの爆音が麦草峠から遠く離れた北八ヶ岳の山の中まで聞こえてきます。このような視点から白駒の池への駐車場が足りないからといって安易な拡張はすべきではないと考えています。ではどうしたら良いのか。私は期間を区切って、あるいは時間を区切って通行止めにするべきだと思います。いきなりこのような提案をいたしますと、何をバカなことをと言われるかもしれません。先程、産業建設課長の報告の中にもシャトルバスの送迎ということも一つの案としてはあったようです。私はこのことが現実離れしたことはないと思えます。佐久側と茅野側で双方が通行止めにして、許可車や許可したバスのみを入れる。佐久側でいいますと、駐車場は少なくとも林業センターよりも下、あるいは小海リエックスの駐車場</p>

	<p>や八千穂高原のスキー場まで後退し、白駒の池入り口や麦草峠までバスの送迎をもちろん有償で行う。こういったことが考えられるのではないかと思います。課題はたくさんありますが、その検討の機会を作る。もちろん小海町一町の問題ではなく、佐久穂町、茅野市、県、国、こういったところと協議会を作って対策を考えるべきではないかと思います。協議会の設立、こういったことを考えてほしい。こうした事例は全国各地にあります。県内では以前上高地がそうでした。昔、私は穂高へ登るために車で上高地まで行きましたが、増え続ける観光客の車を規制するために長年検討を重ね、許可者以外は通行禁止にいたしました。最初は試験的に期間を区切っていましたが、この期間をだんだん延長していきました。駒ヶ根のロープウェイもそうです。ロープウェイ乗り場の数キロ手前で一般車を規制し、環境に配慮した電気のバスに乗り換えになっています。あの有名な尾瀬も期間限定ではありますが、鳩待峠に行くのに戸倉の駐車場で乗り換えです。299号線は茅野まで通り抜けができないではないかという意見もあるかと思いますが、それでも通行止めはやろうとすれば可能です。かつて、長野県の伊那と山梨県を結ぶために南アルプススーパー林道が作られました。この道路を利用すれば伊那側からも山梨側からも入れて北岳、仙丈ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、3000m級の山に日帰りができましたが、今は伊那側と山梨県側の双方で許可車以外の通行止めとなっています。南アルプススーパー林道は危険が多すぎるという理由もありました。このように県をまたいでやっています。乗鞍岳もそうです。このような事例のように駐車場の確保が難しいところ、あるいは自然を守るために目的地の手前で通行止めにして、許可者のみの通行にする。そしてそこにはバス、タクシー利用の促進、また観光客の滞留を図る。そしてその周辺に大きな観光産業が生じてくる。こういった事例を見習い、白駒の池入口付近の渋滞問題もこうした検討を行う時期に来ているのではないか、このように思うわけです。茅野市、小海町、佐久穂の299号線整備促進期成同盟会もあります。トンネルにして佐久と茅野をつないだらとの考えもあります。ぜひこうした組織を土台といたしまして、県、国を交えて協議会を組織して対策の検討をお願いしたいと要望いたします。現状では白駒の池をわざわざ遠くから見に来て、駐車場がないために、また交通渋滞のために断念して帰る人もいますので、対策を検討してもらいたいと思いますが、町長どうでしょうか。</p>
町長	<p>自然保護を推進しながら、また地域の活性化も同時に図っていく。それには今ご提案がありましたシャトルバス、あるいはタクシー等、車を規制した中</p>

	<p>で通行止めの策を検討したらどうかというご提案でございます。当然町単独だけでどうこうなるという問題でもありません。東信森林管理事務所、あるいは県、そして佐久穂町、茅野市、こういった皆さんと一緒に検討をしていかなければいけない項目でございます。今おっしゃったように299号整備促進期成同盟会というものがございます。一つは茅野市と佐久穂町さんと小海町で組織しているものでございます。今お話がありましたように毎年国の方に要請行動を行っている訳でございますけれども、その中の一つとして通年通行をお願いしたいと。通年通行をするにはトンネルしかないということでぜひともトンネル化について毎年お願いをしている訳でございますが、十石峠の方も合わせてということで、なかなか難しいのが実態でございます。そういった中で今のご提案がございました件につきましては、そういった会議の中でお話をさせていただきたい。ただ、そこには当然茅野市の観光協会の皆さん、商工会の皆さん、そして小海でも、佐久穂町でもそういった財産区の皆さんであるとか多くの皆さんがそれに関わっているということでございます。そういったことが可能かどうか、議論のまな板の上に乗せることができるかどうかということも含めて、また幹事会等もございますので事前にそういった提案をさせていただいて、他町村、また他の機関のご意見、こういったものについてもお聞きをしてみたいと思っています。今ここでそういった協議会を立ち上げるとか、あるいは立ち上げることはなかなか難しいとか、そういったことは申し上げられませんが、そういった方向にできるようなたちに努力をしていくということだけをお答えとさせていただきたいと思います。</p>
<p>6 番議員</p>	<p>お答えいただきました。通年通行にしてもらいたい、トンネル化、そういったことを要望している。もちろんトンネル化ができればそれはそれに越したことはないと思いますし、またトンネルが出来たときにはなおさらその間は、今度はシャトルバスの送迎とかそういったことが一緒に並行してできていくのではないかと思います。それはそれとしまして、何とか対策を考えていかななくてはならない、町長今の中では即そういった協議会を設立する、そういったことまでは答えはできないということでございましてけれど、ぜひこの交通渋滞の解消と自然保護、そしてバス、タクシーへの乗り換えが地域の業者の活性化につながり、周辺の観光業が潤うようなものになるように考えていただきたいと思います。一つ付け加えますが、決して不便になるから訪れる人が減る、そういったことは、私はないように思っています。バスに乗り換えて行かなくては見られないような素晴らしい景色があるからこそ</p>

	<p>行ってみようというのが真理であり、なお活性化するものと思います。それは全国の山岳観光地の事例が物語っています。そして大きな目標の一つに小海町の観光に結び付く方策になるような発想の転換をお願いいたしましてこの質問を終わります。次に中部横断自動車道の建設促進について伺います。佐久南インターから八千穂インターまでの工事もだいぶ進んできたように思われます。一方山梨県側も身延から第二東名の間が進んでいるように聞いています。そうした中であって、八千穂から長坂までの間について残っていますが、この地域として早期の整備を待ち望んでいるところであり、町長も南佐久郡の町村会として建設促進の陳情を行っているようですが、この八千穂、長坂間の整備の見通しについて伺います。また、この小海町の中心地を通ると予測されますが、これに対して小海町内に政策インターはできる見通しはあるのか。また、小海町として独自で小海町内に政策インターを建設してほしいとの要望を国土交通省に対して行ったのか否か。行ったとすればいつ、誰が、どこにお願いに行ったかどうか伺います。最初に担当と思われ産業建設課長に、次に町長に同じ質問についてお答えをお願いいたします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>私の方から、状況でございます。今現在はアセス、環境アセスメントですが、その方法書を作成中でございます。それが準備書の作成、評価書の手続き等々やってアセスが完了するまでは、全国の平均で考えますと3年から5年かかるということで、大きい幅で何年といえないところが現状なのですが、3年から5年掛かるという予定でございます。アセスが終わりましたら今度は事業化されまして、予算とか用地交渉等々、整備計画に上がってからですけど、予算化され用地交渉等やりますと、よく言われるのが10年くらいかかるのではないかとということで、開通まで私の予想では13年から15年くらい掛かるのではないかとということであり、今はなるべく早く環境アセスを取り組んでやってもらいたいということでございます。ただ、環境アセスをやっていく中ではある程度1km幅で道路の幅を決めまして、大体政策インター等をどの辺に作るというようなことまでアセスの中では当然指定、決定していくということになりますので、少しいろいろなルート等で難しい問題が出てくるのではないかと考えています。政策インターですが、今仮称八千穂インターが政策インターでありますけれども、その先10kmとかそういうかたちになりますと、通常でいくと野辺山辺りの方まで、国としてはそういう計画ではないかということですが、ぜひ松原とか海尻の、小海寄りの方に政策インターということでぜひお願いいたしますということで私の方からも</p>

	<p>国の方の担当者へぜひ小海町にもお願いしますというかたちで言うてはありますが、一番はルートをどのようにやるのかとかから始まって、調査している段階ですので、正式にここに政策インターをお願いしますということの、正式な文書を持って陳情というかたちにはしていない況でございます。</p>
町長	<p>お答え申し上げます。当然仮称の八千穂インターから長坂ジャンクションまでの34kmについて早期に整備計画に格上げし、そして工事に着手するようお願いをしたいということで今鷹野議員さんおっしゃったように県、そして佐久の市長さんを中心とする連盟、そして南佐久郡ということで国の方に要請行動をしているところでございます。そういった中で今の進捗状況につきましては今課長から申し上げたとおりでございます。環境アセスメント、環境影響準備調査に今入っている段階で、これが本格的な環境影響準備調査に入り、そして事業化されるということで、まだ相当の時間がかかるのではないかと考えています。そういった中で政策インターの要望をしたことがあるのかということですが、議会とも国の方に、国会議員さんの方に要請行動に行こうということもあったわけですが、今課長が言ったように文書を持ってぜひとも小海町に政策インターをお願いしたいという要望はしてございません。ただ、中央要望をする際に、南牧も全く同じですし、小海町も全く同じ。一町村に一つぐらいは政策インターをぜひ造っていただきたいというお願いをし、また、長野県国道工事事務所へ、町村会の中で2度ほど来ていろいろな説明をしていただきました。ただ、佐久南インターから八千穂インターまで約15kmです。14.6kmか14.8kmと聞いていますけれど、一つの政策インターというものについてはそのぐらいのインター間の距離がということは国土交通省の方から言われています。しかし、何とか政策インターで対応していただきたいということを口頭ではありますがその都度お願いをしているところでございます。もし政策インターが叶わない場合については活性化インターということで当然町の中にそういったものを設定していく。これは当然必要なことであると考えているところでございます。</p>
6番議員	<p>ただ今お答えいただいた訳でございます。政策インターについて口頭でお願いしたことはあるが、正式にお願いしていない、これが現実ではないかと思えます。またそうした中で、八千穂から非常に短い距離では難しいという根底に考えがあるかと思えます。そのようなことも課長と町長の答えの中にもありました。私は昨年まで議長をやらせていただきました2年間の間に、小海町にインターを作ってもらうように小海町単独で国土交通省にお願いに行くように町に対して何度もお願いをしてきました。行政と議会と一緒に</p>

くように言いましたけれど、実現しませんでした。無論相手方の都合のあることとございますので、日程の調整が出来なかったということもあるかと思えます。しかしこのことは前々からの課題でありまして、それを2年も3年もかかっても日程が取れませんでは済まないのではないかと思います。昨年も私がしつこくお願いいたしましたら、担当を議会事務局で調整するようにとのこととございました。これでは町の主体性に欠け、問題を先送りしているのではないかと、このように思えてなりません。私はこの時点であまり騒いでも仕方ないかな、このようにも思いました。中部横断自動車道の他のところの工事が進み、残るのはこの地域だけになってきていまして、この道路をつなげて全線開通にしなければならない訳でございます。この地域の整備がそれほど遠い話ではないように思われます。先程、産業建設課長の答弁の中に今環境アセスをやっている。3年から5年かかる。その後1km幅で発表になるとかそういったことがありました。この環境アセスをやっている時にインターとかそういったものの整備の計画も考えられる、このように答えをいただいたように思います。町としてインターを作ってほしいとの要望を伝えるのは、今が重要な時期ではないかと思っています。計画が発表されてからでは遅い訳であります。先程の産業建設課長の答えの中でもアセスが済めばその中で計画が盛り込まれると言っています。八千穂にインターができるので次は野辺山である。そういった勝手な想像をし、あきらめるのではなくて、あくまで小海町に政策インターを造って欲しいとのお願いをすべきではないでしょうか。距離が短いからではなくて、このような事例は全国にたくさんあると思います。また各市町村を通り、その関係する自治体にほとんどインターが作られています。小海町の中心地を横断し、インターは造ってもらえない。こうなると何のための高速道路かということになります。通過するだけで何の恩恵もなく、騒音と公害のみが残されていく。このようなことでは到底承服できない問題だと思っています。そのインターを造って欲しいと努力もしないで傍観する訳にはいかないと。今行動することはまず国土交通省に小海町の中に政策インターを造っていただきたい、正式にこれをお願いすべきだと思っています。沿線の市町村にそれぞれ政策インターができるのに、小海町だけできないということになると承服できない、はっきり伝えるべきです。地元の熱意を伝えるべきです。最善の努力をしてもどうしても地元の要望を聞いてもらえないということになると、中部横断自動車道の整備促進の要望そのものも考え物でございます。地域活性化インターという考え方もありましよう。地元である程度金を出せばインタ

	<p>一を整備してくれるということも聞いています。それも最後の最後の手段としてはあるでしょう。一時的な負担で済むのならそれも良いと思います。しかし、聞くところによると地域活性化インターの場合、インター周辺や取り付け道路など、後々の維持管理費や除雪費用まで地元負担であり、かなり高額であるとの話も聞いています。こうなってきましたと後世に負担を残すことになってしまいます。この負担の大きさにもよりますが、これでは地域活性化インターの要望も考え物であります。よほど慎重にならなくてはなりません。町では長期振興計画の中で先日いただいた資料によりますと、地域活性化インター建設のために平成29年から5000万円の基金造成を計画しています。私は基金を造成するのは構わないと思いますし、当然と思います。しかし、地元が金を出さなくてもできる政策インターを作ってほしいとの要望すら正式に伝えてないのに、いきなり自前で金を出して地域活性化インターの基金を積み上げていくというのは少し変ではありませんか。到底町民の理解を得られることではないと思います。行政の手順としてもおかしくありませんか。重ねて申し上げますが、早急に国土交通省に対して政策インターを作ってほしい、またサービスエリア、トイレを造って欲しい、強く要望することこそ大事だと思います。小海町だけ政策インターを造ってもらえなくて、通過のみでは到底町民の理解は得られないということを強く要望することが、今なすべき第一歩であると考えますが、町長どのようにお考えですか。</p>
町長	<p>今ご指摘を頂戴いたしました。もちろんそういったことに諦めているとか、あるいは最初からそういう考え方を持って行動していると、そういうことではございません。当然活性化インターではなくて、まず政策インターを造っていただきたいということをお願いし、そして出来ない、これこれこういう事情で出来ないということになって初めて次は活性化インターを自前をお願いをするということになります。ですから、その前座が少し弱いのではないかとご指摘を今頂戴いたしました。当然国土交通省の方に要請をする。あるいは地元出身の国会議員の先生方のお力を頂戴する。そういったことについて要請行動をまた議会の皆さんと一緒に口だけではなくて行動に移す。その時にはまた議員の皆さん方にもご理解と共々要請行動と一緒にお願いをしたいと思います。当然、私、議長を先頭に町の願いというものを国土交通省の方にお伝えできる機会を年内というわけにはいかないでしょうけれど、できるだけ速やかに実施するようにまた考えてまいりますので、議員の皆様方にもぜひともご協力を頂戴できればと思います。先延ばしになっていたということについてはお詫びを申し上げながら、まずは私たちの想</p>

	い、願いをお伝えする機会を作ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
6 番議員	お答えいただきました。積極的にやっていくというお考えのようでございます。今早急にやるべきはあくまで政策インターの整備であります。国土交通省を初め、関係機関、あらゆる方面に働きかけをお願いしていただきたいと思っております。それを行う中で並行して周辺道路の整備や地域活性化インターの整備のために基金の積み立てを行うのは賛成であります。町長の強い主導性を発揮することを期待いたしまして、私の質問を終わります。
議 長	以上で第6番 鷹野弥洲年議員の質問を終わります。
<u>第 4 番 篠原 憲雄 議員</u>	
議 長	次に第4番 篠原憲雄議員の質問を許します。篠原憲雄君。
4 番議員	4番、篠原憲雄です。通告に従いまして質問いたします。先ず初めに、佐久広域で佐久市方面に企業誘致の働きかけについて、小海町に企業誘致は難しいと思われまので、雇用の確保、人口の減少に歯止めをかけるべき通勤可能な佐久市方面に広域で企業誘致の働きかけをすべきではないかと思うが、町長の考えはどのようなか伺います。
町 長	お答え申し上げます。佐久市の総合戦略の計画の中には、企業誘致がしっかり掲げられています。私も立地の問題や労働力の確保等に無理があるということで、町そのものに、小海町そのものに企業誘致は難しいと考えています。人口減少をより緩やかにするためにまず安価な宅地や住宅をまず確保し、定住促進を図っていくということ。また、住みやすい町づくりを推進していく。合わせて、平成29年度中には中部横断自動車道につきまして、仮称の八千穂インターまで供用が開始になる。これらを考えたときに移住希望者が小海町を選んでいただけるような政策を行いながら、佐久市の方に、あるいは小諸市の方に、佐久広域の中で企業誘致をし、そしてそちらの方に通勤をする、お勤めいただく、こういったベットタウン化ということにつきましては、今篠原議員さんおっしゃったものと全く同じ考え方でございます。
4 番議員	地方創生で様々な政策を掲げていますが、政策に反映できる該当種類が少ない、簡単ではないと思っておりますが、生活基盤を築く働く場所がない状況なので、最優先で取り組みをお願いしたいと思います。3月に一般質問で再度この取り組みの経過について質問いたしますのでよろしくお願い致します。次の質問

	に入ります。町の特産品の模索ということで、町の特産品がない中、ありふれた提案であります。遊休農地対策及び山林等に栗の栽培の取り組みをしたらどうか。栗の産地と有名な小布施町の栗が有名であるが、小海町の気候でも十分に育つ小布施に負けないような町の特産として、また近隣市町村ですでに栽培しているブルーベリーの栽培をしても良いのではないかと。町としてどのようなものを今後考えているかお願いいたします。
町長	お答え申し上げます。前回の一般質問の中でも篠原議員さんからキウイフルーツを特産品として栽培したらどうかというご提案を頂戴いたしました。そして今回特産品としてという意味ではないですけれど、栗というご提案を今いただいたところでございます。当然栗についても小海町では多分栽培できるであろうと思います。しかし、小粒であると思いますし、また品質的にも栗で有名な小布施等々に対抗できるものができるのかということ、なかなか考えにくいと思います。ただ、地球温暖化ということで、だんだんフルーツにつきましてもできるものが将来見込めるということでございます。それらにつきまして、農業改良普及センターのご指導を頂戴しながら何がいいのかということをやはり研究していく必要があるのだろうと思っています。今の段階においてはそば、あるいは鞍掛豆、これらについて推奨しているということでこれらの確立、栽培指針の確立であるとか、あるいは品質の改善、こういったことにしっかり取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところでございます。今後の一つの活性化の課題として研究してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
4番議員	いずれにいたしましても、今現在はそばとか豆でございますが、何らかの新しい特産品の取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わりにします。
議長	以上で第4番 篠原憲雄議員の質問を終わります。 ここで午後2時10分まで休憩といたします。 (ときに午後1時52分)
<u>第2番 篠原 伸男 議員</u>	
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに午後2時10分) 次に第2番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。
2番議員	2番、篠原伸男です。10月にオープンいたしました北牧楽集館は、トレーニングマシンや豊富な蔵書、またゆったりとしたオープンスペースを大勢の皆さんが活用し、大変盛況な滑り出しで関係者の皆さんのご尽力に敬意を表

	<p>するものでございます。昨日も私、病院から帰ってくる途中、4時か4時ちょっと過ぎでしたか、小学生の子が鞆をしょってきて、どこの子かなと思っていましたら、楽集館の方に入っていました。おかげさまで馬流の通りも思ったより子供たちも通るようになってきた状況でございます。今後も文字通り楽しんで、大勢の人たちが集う施設になることを期待いたします。それでは通告に従いまして、地域おこし協力隊につきまして一般質問をさせていただきます。この地域おこし協力隊というのは平成21年度に制度がスタートし、当時全国で89名であった隊員が5年後の26年度には1511名まで増え、昨年度作成されました、まち・ひと・しごと創生総合戦略のアクションプランでは田舎で働き隊と名称を統一し、2016年来年には3000人、2020年には4000人を目途に拡充していくようで、この地域おこし協力隊の数はますます増えていくのではないかと思います。小海町においては25年度に募集し、26年度に農業、商工観光、林業の3分野、3名でスタートしました。現在は1名事情がありまして現在は2名であります。農業部門、商工観光部門で頑張っていると思います。その内一人の方は3月末に家族で移住してきたということで、私は大変良い制度を活用しているのではないかと考えているところでございます。この協力隊を導入する際、確か移動販売の活用というような話もありましたが、バスの購入というのはいつの間にか消えてしまいました。町が協力隊制度を活用するようになり、町は期待した成果、いかがでしょうか。また地域おこし協力隊というものは町から委嘱を受け、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等、地域おこしの支援や農林産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域へ定住、定着を図る取り組みとされています。しかしながら、この協力隊の方々には知らない地域で活動する訳ですから、地域支援をするという強い意気込み、期待、希望に満ちて臨んできていると思いますが、その反面、知らない土地柄、あるいは、任期終了後の将来への不安等々、悩みも多いと思います。それらを解決するには協力隊員、地域、自治体の三者の信頼関係の構築が不可欠だと私は思います。任期はまだ1年余ありますが、この信頼関係は構築されて、町が望んでいるような成果は上がってきているでしょうか。町長にお尋ねいたします。</p>
<p>町 長</p>	<p>お答えを申し上げます。地域おこしの協力隊につきましては、小海町も平成26年に初めて取り組んだところでございます。公募をかけながら3名の方に今篠原議員さんがおっしゃったように活動を開始していただき、そして1人につきましては家庭の事情で帰らざるを得なくなってしまうということ</p>

	<p>でございます。ちょうど農業の振興、そして1人は商工業観光の振興、こういったことに従事していただいています。2年目の今、中間点を迎えましたけれども、結論を急がずに今お話がございましたように地域と、そして行政と、そして協力隊が信頼関係を結びながら一つ一つ成果を上げていくということが大事であると思っています。行政としても隊員の2人の意志を尊重しながら今後も活動をしっかり支援してまいりたいと思っています。そして、1年後、2年後にはしっかりした基盤ができ、そして定住へと結びつけていけたらということ強く願っているところでございます。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>急がずじっくり腰を据えて取り組んでいくという形であるようでございます。そしてまた、逆に協力隊に支援をしていくというようなことであるようでございますけれども、実際にはこの地域おこし協力隊というものを招聘するに当たりましては、隊員の方に支援するというよりも逆に町の方が何を望んでいるか、それを逆に支援していただくということではないかと思えます。若干私とその辺の考えが違うのではないかなというようにございませぬ。現在活躍されています地域おこし協力隊の方の活動でございますけれども、農産物等々の販売やらそれからフェイスブックへの情報発信等々いろいろやっつけらっしゃるようでございますけれども、一番は特産品の開発、あるいは販売というようなことも取り組んでいるようでございますけれども、実際問題として今小海町、私先般の一般質問でも6次産業化ということをお話し申し上げましたが、昨年度は鞍掛豆については補助事業が付いたから1000万円からの事業として取り組んだ、先般7月に神田のなみへいという所、佐久穂町と小海町で委託した所のお店に伺った時には小海町のパンフレットには小海そばというものが大々的に載っていました。小海そばはどうしたのかとお聞きしたところ、小海そばはもうないですと、今の状態では売り切れてしまっていないのか、あるいは足りなくてないのか、その辺は定かではございませんけれども、特産品等々の販売に大変力を入れてもらったりしている現状におきまして、隊員の皆さんは町の特産品の販売、促進の取り組み参加といわれていますが、小海町の特産品って何なののでしょうか。先ほども質問がありました。特産品として栗とかブルーベリーというような例もありましたが、特産品開発ということは確かに一朝一夕にできるものではなくて、大変私は難しいものであると思いますから、ぜひ何回も繰り返し、繰り返し失敗もあるかと思えます。一つのものを作るのに簡単にできるものではありませんので、いずれ試行錯誤しながら全町一体となって英知を結集して私は頑張るべきだと思っているところでありますし、また強く望むものでありま</p>

	<p>す。さて、平成28年から30年の長期振興計画を見ますと、地方創生事業絡みであると思いますが、定住促進若者定住事業、I、U、Jターン、就農支援の行政計画のその事業内容で地域おこし協力隊に各年1700万円、3年間で5100万円を計上していますが、具体的にはこのことはどのように進めていくお考えですか。お尋ねいたします。今年度は協力隊の募集はなかった。従って特産品の開発、販売は大変難しい事だと思っておりますが、昨年、先程申し上げましたように鞍掛豆に力を入れていたのですが、今年は一体どうなのでしょう。今年はある人から言われましたが、鞍掛豆を注文したらないというようなことで、まだ製品化されていなかったのではないかと考えているのですけれど、現在の協力隊員の方々は先程申し上げたとおりの活動をしています。しかし、特産品というものの多くは加工されたもの、いわゆる6次産業化されたものであるかと思っておりますが、では一体その材料、元となるもの、例えば鞍掛豆であるし、またそばであります、それはそのままでは販売することはできないと思っております。元々それを加工するところにおろすというようなことになれば別ですけれど、そこに加工を加えて付加価値を付けて小海町として売り出していくものではないかと私は思うのですけれど、協力隊員の皆さんは地域や町の計画を無視しては活動できないと思っております。今いらっしゃる方のお話も今年採用がなかった26年度から来て27年度にも採用あればその方と継続的に新しく来た人と手を組みながらまた地域おこしに頑張りたいと思っておりますが、今年は1年間空白が出来てしまっている訳でございます、協力隊の継続性が途切れてしまうのではないかと私は懸念するものでございます。28年度からは長振の計画を見ますと3年間は続くようであります。隊員募集は応募する隊員と町の目的が一致しなければ私はスムーズにいかないと思っております。これから各3年間で各年1700万円かけてこの地域おこし協力隊制度を活用すると思っておりますけれど、そのコンセプトを町長にお伺いいたします。</p>
町長	<p>お答え申し上げます。地域おこし協力隊の皆さんには今現在2名。平成27年度につきましては、移住体験ツアーとかグルメ巡りであるとか、いろいろなところで活動し、また今も出ましたけれども、フェイスブック等で情報発信をし、日大とのフィールドワークにも積極的に参加していただいているところでございます。また地域においては消防団員として活躍していただいたり、事務所での活動、いろいろな面で頑張ってお活動していただいているところでございます。長期振興計画にも計上してございますけれども、平成28年度につきましては2名の地域おこし協力隊の募集を今考えているところで</p>

	<p>ございます。今ご指摘がありましたように行政側と来る協力隊の意志疎通、また来て何をするのかということ、商業だ、林業だ、農業だと漠然としたものではなくて、もう少し具体的なお話をして協力隊に活躍をしていただくということが必要であるというようなご指摘を頂戴したところでございます。来年の平成28年度につきましては、年が明けまして1月17日の日に移住体験ツアー、あるいは協力隊の合同面接会が東京のビックサイトで行われます。そこからスタートということですが、その前に応募していただければもちろんありがたい訳ですが、そこがスタートとなります。想定としてはまず一つは林業関係、森林組合へ、将来森林組合の中核を担う、経営に参画できるような地域おこし協力隊を求めてまいりたいというのが一つでございます。もう一つは直売所関係で、これまた将来中枢を担っていただけるような人材、意欲のある人材を募集していきたいというのが現時点の基本的な考え方でございます。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>ありがとうございました。今28年度の方角、2名採用したいというようなお話を伺った訳でございますけれども、それなりに町が協力隊員に準備しておいて、こういうことをやってもらいたいというようなものを持っていきませんと、私は協力隊員がただ役場の職員の下請けの仕事になってしまう恐れもあるのではないかと考えるものでございます。1月17日の日に応募される方と担当者が行って面談されると思いますが、たぶん町の役場の担当者も小海町の現状、それから期待するものというものを熱っぽく語っていくと思うのです。希望に満ちたその語った方と、話し合った役場の職員と隊員の方々が一致して私は小海町に来てまた頑張っていただけるようになるのではないかと思います。役場も人事異動がある訳でございます、その担当者の心意気というものに感じ入って町に応募してきた。ところが来てみたら役場のその担当者の方がいなくなってしまうと、何かニュアンスが違ってしまうようなことのないように、私はその辺のところも小海町役場職員として一貫性を持って取り組んでいかないとせつかくこれだけのいい制度の活用がスムーズに行かなくなるのではないかと思います。28年度2名ということで、林業においては森林組合の中核になっていただきたい。それからまた直売所において将来中枢ということは9月の全員協議会の時に検討委員会の後、店長を配置するかしないかというようなことも説明を受けていますので、将来的にそうやっていただける人物を多分探し求めてくるのではないかと思います。しかし、森林組合は一つの林業というメインのものを持っている訳でございますけれども、直売所、来年度3000万円程、長振を見ますと計上さ</p>

れていますが、こういったものをしっかりとやるのか、それが提示されていなければ私は直売所のところで働いてもらいたい、将来は、中枢になっていただきたいといひましても3年後に果たしてその方がいるのかどうかというように、私は難しい場面も出てくるのではないかと思います。どうかこの協力隊を募集する際につきましては、町長の想いを担当者にはっきり伝えて、そして素晴らしい人材が確保できて来て、小海町の発展の一翼を担ってもらえるような人を望むものでございます。さて、私は地域おこし協力隊につきまして、今までは活動分野について話をしてまいりました。林業とか農業、あるいは商工観光の活動分野で話しましたが、私は今度、この協力隊の活動形態というものについて自分の考えを申し上げたいと思います。活動形態には、役場職員の代替のパターン、あるいは開業、就業準備、3年経過した後、自分がこの小海町で得たものを元にして商売を始めていきたい。あるいはこの小海町で職を就けたいというようなパターン。あるいは全く自由に、自分なりにこのところで学んだものを自分の好きなかたちで進めていきたいというような3通りのパターンがあるように聞いているところでございます。一般的にアルバイトと違って、町の方でも取り入れていますけれども、インターンシップ制度というものは無償でございます。ところが3年3割。これは企業の新卒で就職した人の離職率だそうです。大体企業に就職しますと、3年経ちますと3割位が離職していくというのが一般的のようでありまして、そこで企業ではインターンシップ制度を活用して、人材確保を目指すようにしているようでございます。地域おこし協力隊は国から特別交付税等で補填される訳でありまして、インターンシップ制度のように無償という訳にはいかないと思いますが、企業では実際に体験していただければ、お互いに合意に達すれば採用して、その職についていただくようなことでございます。そこでこの地域おこし協力隊員を3年という期限で町の行政事務に従事してもらい、そういう形態に取り入れたらどうかと私は考えているものでございます。北牧楽集館ができたから社会教育にも新風を吹き込み、新しい時代に合った社会教育というようなことを申し上げましたが、昔は主事がいたからできたというようなことでなかなか人材の確保が大変であるというようなお話を伺いました。また保育士さんにおいても然りでございます。未満児からも常時小海の保育所でお世話をできるようにするにはどうも保育士さんの確保が難しい。また保健師さんにおいてもその確保がなかなか大変であるというようにも私は聞いています。そこでこの地域おこし協力隊制度とインターンシップ制度を併用した専門職的な人材を確保して

	<p>たらいかがというように私は考えるのであります。この協力制度を活用して3年間小海町職員として頑張ってお働きいただき、そして隊員の方、あるいは町とが、これなら私はこの小海町で骨を埋めてもいい、この人なら小海町の将来に必ずや役に立ってくれるであろうというような合意ができれば私は引き続きそのまま職員として活躍していてももらっていてもいいのではないかと思います。私は以前に社会人枠採用というのを提案いたしました。社会が複雑多岐にわたり、ますます多様化し、変化が激しくなる未来社会に小海町が2040年のチャレンジ3050実現に向けて私は多様な人材は不可欠であると思うのです。新卒で入られた皆さんも立派な方多いのですが、私はただ単に新卒の職員ばかりではなくて、社会経験や他地域で経験を積んできた人もこれからの複雑多岐に渡る社会に対応していくために、小海町の役場の中では必要ではないかというように考えるものでございます。地域おこし協力隊制度を活動分野に限定するのではなくて、活動形態にも広めて活用したらいいかと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。</p>
<p>町長</p>	<p>地域おこし協力隊の皆さんにはぜひとも地元で慣れて定住促進に結び付けていただきたい。また、自分の目標、また行政側の願いというものをその実現に向けて3年間で能力を磨いて自立をしていただき、開業、あるいはそれぞれの立場で新たな仕事、こういったかたちで定住を図っていただきたいというのがもちろんお願いでございます。そういった中で今ご提案がありましたのは、ある程度目的を持ってまた社会人として経験のある方に小海へ来ていただき、行政マンとして3年間頑張ってお働きいただき、そのまま町の職員として町民福祉に貢献していただけたらどうかということでございます。例えば北相木村の今山村留学がございましたけれども、そちらの方に携わっている方、町村の名前をいってはずいいかもしれませんが、最初は地域おこし協力隊から現在そこで活躍をされているということでございます。また、山形県の最上町というところに視察に行ったことがある訳ですけれども、最上町につきましてはいち早く地域おこし協力隊を導入し、その中から1名、当時2年前ですが、1名町職員として今活躍をしていただいているというお話もお聞きいたしました。そういった目的を、あるいは目標を持って地域おこし協力隊に来ていただく。これも一つの方法であると思います。そういった意味からして平成28年度については先程お話を申し上げたかたちでやってまいりたいという考え方でございます。先般も社会経験が豊富な皆さんの採用ということでございますけれども、現実問題として、年齢の幅を広げて公</p>

	<p>募する訳でございますが、なかなか社会人として経験をしていただいている皆さんの応募がないというのも事実でございますし、また、当然試験の結果等でも判断せざるを得ないというのが実態でございますし、思っているもなかなかそのような採用ができないというのも、今年とかの例を見ますと難しいのではないかと思っています。もう少し年齢幅を持たせながら広く門戸を開いていくということも今後検討していく必要があります、そして将来小海町を担っていただけるような素晴らしい人材を採用していくということが大事であると思っているところでございます。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>ありがとうございました。今、私が社会人枠といいましたものですから年齢的に幅がというように町長お取りになったようでございますけれども、社会人枠というのは一般的に広く新卒だけではなくてということでありまして、私はこの地域おこし協力隊の中でやはりこの小海町を見た場合にも、専門的業務系等の皆さん大変立派な方多いですけれども、一つ専門のところになっていくとなかなかその職員が得難いというような状況がありますので、私はこの活動形態というものの中で一つ広めていったらどうか。この地域おこし協力隊制度というのは今の時の政権が地域創生のために後押しをしていますので、今後もっともっと私は伸びていく事業でありますので、この制度は使えるものありったけ使い、将来の小海町を担う役場職員を確保し難い専門的な職員の採用に利用すべきだということでこの活動分野、活動形態ということを上上げた訳でございます。すべてが事務だけで通れるものでもないと思います。小海町で見てもやはりもう少し専門的な人たちで取り組んでいく人がいてもよろしいのではないかとということがありまして、そういった意味で協力隊員のところにも少しいろいろな資格を持った人を採用して、より小海町を広い目で見れたらということで申し上げたところでございます。いずれにいたしましても、この地域おこし協力隊というものを上手く活用して、小海町の発展になるようにぜひ頑張っていっていただきたいと思っておりますと同時に、特産品というものの元というものをもう一度よくそれぞれのお立場で考えて、加工して売するのか、そのまま材料のままで売のかということでもありまして、小海町といえば何々だというような特産品の開発にも役立つような制度を活用していただけたらと思うところでございます。これにつきましての質問終わらせていただきます。続きまして中部横断自動車道、インターチェンジということで質問をさせていただきたいところでございますが、先程鷹野議員から詳しく質問がありました。私は29年度以降5000万円が長振の中で計上されている訳でございますし、はなから地域活</p>

	<p>性化インターを作るつもりで町はいるのかなと考えたところでありまして、質問に挙げさせていただいた訳でございますけれども、先程鷹野議員が申し上げましたとおり、小海町として、独自として、高速が出来たからといって小海町が素通りされてしまっは何の意味もないと思います。かえって地域として取り残されてしまいます。長野県、新潟県、山梨県、静岡県、4知事さんたちが協議会を作って国交省等にまだ陳情している訳でございます。そしてまた広域でも中部横断自動車道の早期実現というものを求めている。そういった努力に対しては敬意を払うものがございますが、一步突っ込んで小海町はどうかということになってくるかと思ひます。先ほど課長の方の話から聞けば、もうすでにアセスに入っているということになれば、ある程度の基本線はもうできていると思うのです。必要のないところでアセスはやらなはずですので。もうそういう傾向がはっきりしている中で10年先になるかもしれませんけれども、もっと早くなるかもしれない。そういった時に私は町長が率先して国交省に陳情いたしまして、小海町に政策インターをぜひということを強く申し上げるべきだと思ひます。この上信越自動車道の中では東部湯の丸、あれは開発インターというかたちで地元負担、47.5%ですか、それから52.5%は、利子のないお金を借りて作ったと。しかし、そのためには工場団地とか、いろいろな団地も誘致しなければならないのであります。結果がどうなろうと、結果的にいろいろなインター中で政策インターが出来ないということもあるいはあるかもしれませんけれども、どうか町長が率先して小海町政策インターの実現というものの理解として誰も反対する者はいないと思ひます。年内は難しいということでもありますので、遅かったということのないためには、ぜひ年度内に町長、議長を初めとして行政担当者の皆さんと国交省に陳情し、そして私は小海町も政策インターでなければ困るのだ。南、北相木と南牧ではすでに話を通じてあり、首長さんが変わりましたからその辺はどうかわかりませんが、すでに3村では話がついていると聞いています。小海町だけが取り残されることのないようにぜひ政策インター実現のために頑張ってくださいたいことをお願い申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で第2番 篠原伸男議員の質問を終わります。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第9番 的埜 美香子 議員</u></p>	

議 長	次に第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
9 番議員	<p>第9番、的埜美香子です。先に提出しました通告書に従いまして一般質問いたします。今回私はTPPの関連と障がい児の学ぶ環境についての質問をいたします。まず初めにTPPについてですが10月5日環太平洋連携協定TPP交渉が大筋合意したとする閣僚声明が発表されました。安倍内閣が発表した大筋合意では関税分野について重要5品目、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物の交渉結果を明らかにしたのに続いて、工業製品、農林水産分野を含めて次々と追加発表を行いほぼ全容が明らかにされております。その内容は国会決議で聖域とした重要5品目での関税撤廃が含まれており国会の決議違反である事は明らかであります。5品目以外の大部分の農林水産品についてもかつてない大幅な関税の撤廃、引き下げを約束するなど、我が国の農林水産業に深刻な打撃を与える大幅な譲歩を行っています。しかも11月5日に明らかになった協定案では、我が国が関税を撤廃しなかった品目についても、TPP協定発効から7年経った後に農産物輸出国と協議するという条項も入っております。今回は関税を残した品目でもさらなる開放が迫られることとなります。そういったことを受けまして長野県JA中央会と長野県JA農政対策会議は11月6日TPPから食と命と暮らしを守る緊急長野県集会を開催し、TPPが長野県農林業と関連産業に及ぼす影響の推定結果の特別報告を受けた後、特別決議を採択しました。特別決議では「大筋合意を国会決議や与党決議を大きく逸脱したものであり断じて容認することはできない」と断罪しています。また大筋合意はまだ運動の通過点に過ぎず、「今後行われる国会批准に向け引き続き強力な運動を展開していくことこそが、今後の本県の食糧、農業、農村を守るために不可欠である。本県JAグループは引き続き県内の広範な団体と連携しTPPから食と命と暮らしを守り豊かな地域社会を次世代に引き継ぐため強力な運動を展開していく」としています。改めて町長にこのTPP交渉大筋合意をどのようにお考えかお聞きしたいと思っております。</p>
町 長	<p>お答えを申し上げます。これまでずっと全国の町村会の大会等が開かれるたびにずっと反対をしてきたということでございます。そして去る11月18日に行われました全国の町村長大会の中でも、全国の町村会長である藤原会長が「去る10月5日にTPP協定が大筋合意にいたりしました、政府におかれましては精力的かつ国益確保のためのギリギリの交渉をしていただいたものと受け止めておりますと、今回の合意は国内農業への影響が懸念されておりますがとりわけ中山間地域の農業に対しまして深刻な打撃を与えるのではないかと懸念しております」ということを申し上げており、そしてこの環太平洋</p>

	<p>パートナーシップの協定に関する特別決議を行い、全国の町村会としても国に対して強い要望を現在しているところでございます。一番問題なのは農山村の活力を維持していく、これがTPPの大筋合意が今後どのように影響していくか、そしてまたその対策を国がどのようにしていくのか、あるいは今、的埜議員さんおっしゃいましたけれども、まだ道半ばであり今後どちらの方向に進んでいくかということはJAグループも含めてみんなの声を中央に挙げていくということが大事であるという事をいわれました。私も「農業を守りそして食と命と生活を守る」こういった意味から何とか中山間地域の農業の維持、そして特にこの地域においてはお米だとかあるいは畜産、野菜こういった物に関税がどんどん縮小されるという中での対応を、早急に国とともにお願いをしていかなければいけないと思っているところでございます。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>ありがとうございます。町長のお考えは前からずっと反対をしてきた、そして中山間地域農業に打撃を与えるということが分かってきた中で農業、命、食、生活を守る立場で頑張りたいと私は今受け止めました。今私の質問の中では農業の分野に特化した質問をしましたが、地域経済、雇用、医療保険、食品の安全、知的財産権など国民の生活、営業に密接にかかわる分野でも危惧する訳ですが、安倍内閣はBSE検査の廃止や郵便局でアフラックのがん保険を扱うことや軽自動車の増税などTPP交渉に参加する入場料としてアメリカの要求を次々と受け入れてきました。日本の国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売渡すものであり、そういった分野においても到底容認することはできません。町長、農業分野以外の考えもぜひ伺いたいのですがお願いいたします。</p>
<p>町 長</p>	<p>当然、ある一面においては関税の引き下げということで安価な輸入品が多くなると、こういったかたちで消費者の皆さんにとっては歓迎するという声も一部には聞こえてきます。また中小企業等、そういった生産部門、製造部門、こういったところについても歓迎をすると、こういったものもある訳ですが、ただ外国資本がどんどん今お話がございましたように入ってきて、日本の企業あるいは日本を圧迫するこういったことについては、やはりこれからしっかり見ていかなければならないところであろうなと思っております。一つの町村だけでどうこうなるという問題でもございませんけれども町村会あるいは色々な団体の中に加わって一緒に良い部分、悪い部分これらをしっかり棲み分けをしながら対応をしていく、こういった必要があるかと思っております。また、大筋合意ということに11月5日に決定をしたということでございます。今後国に対してもしっかり要望をしていかなければいけないと思っ</p>

	<p>ております。そのスタートが11月18日に全国町村長大会で行われた特別決議ということでございます。これらについて日本の国がより良くなるために共に、行動をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>ありがとうございます。大筋合意によって日本の政府もマスメディアもTPP交渉は決着がついたかのようにいっていますがそうではなく、現在の段階では秘密裏に行われた交渉の結果である協定案がようやく発表された段階で、関係国での国民的な論議も国会でも承認、批准もこれからであります。JAの特別決議にありますように、引き続き強力な運動を展開させ、今回の大筋合意を即時撤回することは当然ですし、TPP交渉から撤退すべきだと私は考えます。町長も是非JAや諸団体と一緒に声を挙げていただきたいをお願いをしたいと思います。同じTPPの関連で次の質問に入りますが、この合意内容を進んでいきますと私たち町民生活に何をもたらすのか、どういった影響が出てくるのか。また町としてどういった対策をとっていくのか考えをお伺いしていきたい訳ですが、野菜、果物は関税率が低く影響は受けにくいと政府は説明してきています。長野県の農林水産業の生産減少額は392億円程度、全産業で約717億円と推定され就業者に与える影響として農林水産業で約1万5000人、全産業でも約1万7000人の雇用の減少が見込まれると指摘されています。全産業から見ましても農林水産の分野がより大きな打撃を受けることが解ります。町内のとりわけ農産物への影響がどうなってくるのか通告で農産物と書きましたので、農産物でお答えいただきたいのですが、もし林業のほうも解るようでしたらお願いしたい訳ですが、資料も出していただいていますので説明と合わせて影響についてお答えください。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>資料の説明をさせていただきたいと思います。資料綴りの3ページをお願いしたいと思います。3頁の左ですが、これが11月6日に行われましたJA長野の緊急長野県集会の資料でございます。鈴木東大教授をお願いをして試算をしたTPPによる長野県農林水産物の生産減少額の推定値ということになります。小海町の生産している主な物、六つだけ見たいと思います。一番上の米が産出額、平成25ですけれども491億円、構成比でその次が生産減少額、推定値ですけれども30億円です、約6.2%影響あるだろうと。リンゴの次はレタスも同じように影響が26億円、率でいきますと10.5%の影響があると、その下が白菜144億円に対して5.6億円、約4.2%の影響。生乳が14億円で13.7%影響があると、肉用牛が同じく45億円影響があって62.8%と。最後キャベツ。その下の下になりますけれどもキャベツが約1.58億円で3.9%影響あるとい</p>

うことで、農協の方の試算、鈴木先生の試算では相当影響額があるということでございます。今度右側なのですけれども農林水産省の方で影響の説明会がありましてその資料ですが、それも同じように白菜、レタス、次のページのキャベツ、米、牛肉、乳製品ということで主な物を拾い上げてございます。簡単に見ます。例えば白菜ですけれども上の欄は飛ばしますけれども下の欄、交渉結果というところで現在関税率は白菜3%と、これを即時関税撤廃するというので、その隣の結果分析が書いてございます。白菜の国内生産量91万トンに対し、輸入量は約30トンで国内消費量に占める割合は極めて低い。また輸入のほぼ全容が台湾、韓国からの輸入でありTPP参加国からの輸入は無い。また関税率は3%と低率と、それで、矢印の先に、したがってTPP合意による特段の影響は見込みがたいが国民生活上重要な指定野菜であり、さらなる競争力の強化が必要とそういった分析をしているところでございます。同じようにその下レタスですけれども、結果分析の矢印の一番最後の所だけ読みますが、したがってこれも同じようにTPP合意による影響は限定的と見込まれる。他方、関税削減、撤廃による輸入相手国の変化等より長期的には国産レタスの価格の下落も懸念されることから生産性向上等の体質強化対策の検討が必要という分析をしていると。同じように結果だけ見てみます。次のページのキャベツのところです。結果分析矢印の下、これも同じようです。したがってTPP合意による特段の影響は見込みがたいが国民生活上重要な指定野菜であり、さらなる競争力の強化が必要。次の下の米です。これも枠、したがって国家貿易以外の輸入の増大は見込みがたい。他方、国別による輸入米の数量が拡大することで国内の米の流通量はその分増加することとなれば国産米全体の価格水準が下落することも懸念されることから備蓄運用による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止めの検討や、さらなる競争力の強化が必要ということで、今度隣にいきまして牛肉です。当面輸入の急増は見込みがたい。他方、関税の引き下げによる長期的には米国、欧州等からの輸入牛肉の競争による乳用種を中心に国内産牛肉全体の価格の下落も懸念される。このため国内の肉用牛生産について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など、国産の優位性の確保等の対質強化対策に加え、経営の継続、発展のための環境整備を検討することが必要。乳製品は主に生乳なのですけれども、この下に書いてある通りでございます。真ん中の辺にありますが、従って当面輸入の急増は見込み難い。他方、ホエイやチーズの関税撤廃による、長期的には競合する国内産の脱脂粉乳、チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料乳の乳価下落も懸念される。このた

	<p>め国内の酪農について規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など、国産の優位性の確保等の対質強化対策に加え、継続・発展のための環境整備を検討することが必要ということでございます。いずれ小海町の中のJA八ヶ岳ですとか、小海町についての影響というのはそこまで試算ができていません。この内容から見ますと、国の方はいずれ影響が少ないとはいつていますけれども、鈴木先生は影響があるということで、今後の対策がどれくらいしつかりやれるかという辺も大変大事になってくるかなと思っています。以上でございます。</p>
9 番議員	<p>ありがとうございます。ただいま長野県の数字を説明していただいた訳です。小海でも関係あります主要な作物の説明でした。長野県の2013年農林水産業の産出額というところを見ていただきますと、2726億5000万円であり、TPPによる減少額は、全体では14%にもなるといわれています。そこからの数字に照らして見ましても、当然町でも同じような数字で算出できると思いますので、町の方の数字、影響をしつかりとつかんでいただきたいと思えます。今説明がありましたように、小海の主要生産である白菜、レタス、キャベツ、野菜、果物は関税率が低いといわれていますが、関税即時撤廃です。そして野菜全品目関税撤廃、そば等も数年後に関税撤廃というのが条項の内容です。TPPで地域経済を支えている作物が打撃を受けることは確実であります。そしてまた、雇用の減少により農村地域そのものの崩壊の危機であり、地域経済への深刻な影響が発生すると思えます。地方創生とは真逆の政策ではないでしょうか。そして町民生活に心配な面としまして、食の安全性の問題です。マスコミは関税撤廃で食品価格が下がるともてはやしていますが、国内農業が潰れば安全な食料を安定的に確保することはできません。TPPは非関税障壁の撤廃もうたっています。農薬や化学肥料などの使用基準など、国民の健康を守る防壁です。この防壁を企業が非関税障壁として扱い、農薬や食品添加物などの基準、遺伝子組み換え作物などの規制緩和を求める可能性が考えられます。成長ホルモンを投与された牛肉や遺伝子組み換え作物等、有害の恐れがある食材が外食産業や加工食品でこれまで以上に使われることが懸念されます。学校給食食材も心配です。農村地域社会の崩壊、食品の安全性の問題、どのような対策を取っていくか、町民の不安の声にどう応えるか、町長お答えください。</p>
町 長	<p>身近で生産した物。そして安心、安全な食材を、特に学校給食等へ提供していく。こういったことは非常に大切なことだと思います、TPPが農産物の関税の撤廃というかたちになった時に、農家、農業に及ぼす影響は大きなもの</p>

	<p>がある。ただし、それに対してそれなりに今から対応をしていかなければいけないという部分もあるかと思っています。当然生産コストの効率化であるとか、低減、あるいは安心して安全な美味しい野菜を品質で勝負する。そういった国産の良さ、こういったものをアピールしていく。また町でも土作り等を支援していきながら、農家の皆さんが安心して安全な作物、農産物を市場に出す。そういった面においては中部横断自動車道等の早期実現、こういったことによって早い、新鮮、そして低コストで市場まで送ることができる。あらゆることを総合的に判断し、そしてこの関税撤廃に負けない強い農業というものを育てていく。こういったこともある反面においてはもちろんそうならないことが一番良いわけですけれども、そういったことにもやはり力をこれから注いでいかなければいかなかなか中山間地での農業の継続ということが厳しい状況になっていくのではないかと思っています。そういった点についてまた行政もしっかり取り組んでいかなければいけない、農協とともにということになるかと思いますが、よろしくをお願いします。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>ただ今関税撤廃に負けない力をつけていかなければいけないという考えをお伺いいたしました。政府の事後対策の中心は規模拡大と品質格差による輸出の拡大です。農地の基盤整備も最も影響を受ける中山間地域ではなく、これまで以上に大規模化が可能な地域や農地に限定されてくるでしょう。その狙いは輸出産業、流通産業等の農業進出を進め、農家、農業者ではなく企業的農業を育成するということです。これでは地域で頑張っている家族経営、兼業農家等、現に生産に携わっている多彩な担い手を排除する構造改革の推進に他なりません。地域農業も地域活性化も不可能です。多様な担い手の生産継続が可能になり、後継者や新規就農者が農業で暮らしが立つようにこの間行われてきた価格補償や所得補償が不可欠なのと同時に、家族経営を基本とする多様な担い手への援助を強めるべきです。ぜひ国への働きかけを強くお願いしたいと思います。そしてただ今町長もいわれましたが、町独自では地産地消をもっともっと進めていただきたいと思います。町内でも国内産、町内産が安全と考える人は多いと思います。食の安全と自給率向上。大きな課題であります。そういった意味においても、町の直売所の有り方も重要になってくると思います。昨日も直売所の生産者会議が開かれ、今後の直売所をどうしていくのかの話し合いが行われました。町の直売所にしか出荷していないという方が何人もいらっしゃいました。その方たちは、自分の健康のためにも生きがいにもなると、直売所が出来てずっと出し続けている方や、また4、5年前から畑を始めた人。皆さん体の動くうちは出し続けたいと思って</p>

	<p>これからの直売所をどうやって盛り上げていくか、そういうことが積極的に参加者の間で話し合われました。直売所の課題であります冬野菜の栽培の研究、そういうことも進めていかなければならない。それと先ほど他の議員の質問にもありました温泉熱を利用できないか、そういう話しも出ました。直売所を拠点に学校給食を初め、町の地産地消を進めていくことは本当に大事になってくると思います。地域農業を守っていく対策の一つと私は考えますが、町独自の地産地消の進め方、少し町長からお話がありましたが、どのように考えているか、直売所も含めてお願いします。</p>
町長	<p>直売所の一番良いところは、やはり生産者の顔が見えるということ。そういった意味で信頼関係がそこに生まれて、安心、安全な野菜等が食卓に並ぶことができるということであると思います。当然農協を通した野菜もきちんとした管理がされており、安心、安全な訳でございますけれど、より顔が見えるという部分においては、信頼性が高いと思われる皆さんが多いのではないかと考えています。そういった中で今後も特に保育所、あるいは学校、こういった中でどういったかたちでやるのがそういった食材の提供ができるのかということ。それともう一点、全てが直売所ということになりますと、やはり地元の商店というものもございます。その辺のところの棲み分けというものをお互いに理解し合い、お互いに協力し合い農業振興をしていくことをしていかないと、ただ全てを直売所の方に移行すれば事足りるというものとは若干違うのではないかと思います。この分野については直売所、この分野については町内の商店の皆さんに納品をしていただく。そういったことをしながらまた生産者会議も開かれたということでございますし、今後直売所の運営、改修、こういったことについてもこれから何回か会議を持っていかなければなりませんので、その中でまたご議論をいただき、そしてより安心で安全な、そして美味しい食材を提供していけるようなかたちが取ればと思っています。</p>
9番議員	<p>ただ今町長の直売所のみならずということですが、地産地消の話をお伺いいたしました。TPPの大筋合意を受け入れた場合、安全、安心の食糧供給は脅かされます。より安全を求める声もより高まると思います。そして自給率の問題です。今後世界的には食料の逼迫が厳しくなることが予想されています。2050年には世界の食料生産は2000年に比べ水産物も含め1.55倍に、穀物生産では1.65倍の増産が必要だとされています。今でも自給率39%で6割以上を海外に依存しているにも関わらず、とても逆行していると思います。いずれにしても、TPP協定は関税だけではなく、食の安全、医療、保険、</p>

	<p>雇用など国民生活全般や地域経済に関わるルールが変更されます。しかし、政府はその中身を明らかにしていません。国民生活への影響を明らかにすることも強く求めていただきたいと思います。先程述べましたように大筋合意、暫定文書は最終文書ではないので国会決議が守られていない大筋合意を即時撤回することは当然ですし、TPP交渉からの撤廃に向けてTPPの危険性を町の具体的な、町への影響など数字的なことも含めまして、JAなどと一緒に町民に知らせることに力も注いでいただきたいと思います。TPP関連についての質問は終わらせていただきます。次の質問に移らせていただきます。</p>
議長	<p>ここで3時35分まで休憩といたします。 (ときに午後3時21分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに午後3時35分) 9番 的埜美香子君の質問を許します。</p>
9番議員	<p>3つ目の質問に移ります前に、先程の地産地消の件ですが、県議会の一般質問の中でも、どの会派なのか忘れてしまいましたが、阿部知事は地産地消を進めると答弁していますので、県ともぜひ情報交換しながら進めていただきたいということをお願いしたいと思います。それでは最後の質問に入ります。障がいを抱える子供たちの学ぶ環境は十分か、ということで通告を出させていただきました。私、先日ちょっとした勉強会に参加しまして、教育関係の分科会の中で長野県の特別支援学校の実態と特別支援を必要とする児童、生徒、あるいは発達障がいの児童、生徒の増加ということを改めて数字でもって知らされました。それが先ほどお配りしていただきました資料の方です。長野県のこの地図で示されてあるのが、長野県の特別支援学校の配置と児童、生徒数の推移ということで裏の方で示されています4つの表が児童、生徒数の実態であります。それを見れば分かりますように、特別支援を必要とする児童の数が年々増え続けています。特に発達障がいの児童は10年間で5倍から10倍にも増えているのがこの実態調査から分かりました。ですが、また戻りまして地図に示されていますように、学校名の横のところに数字が示されていると思いますが、その数字が学校の定員の数ですので、横に見てもらえると分かりますが、ほとんどの養護学校が定員の倍近い、たまたしくは倍以上の数になっていることが分かると思います。このような実態を改めて知りまして、今回小海の障がい児の実態はどのようになっているのか、今後の対策など議論させていただきたいと思います。まず初めに特別支援を必要とする児童、及び、発達障がいの児童の現況と過去の推移ということをお答え、特別支援学校、特別支援教室、また分かるようでしたらあゆみ園に通う児童生徒数をお答えいただきたいと思います。</p>

教育長

お答え申し上げます。それでは資料を今回出させていただきますので、その説明をさせていただきたいと思っております。最初に特別支援をする児童でございます。資料の5ページでございます。上段でございます、小学校に關しましては両校合わせまして10年間で24人、27年度につきましては1人ということでございます。中学校も含めまして10年間で47名、平均4.7人でございますので、年間5人ほどがこういった特別支援学級での支援を受けているということになります。なお、資料の中で知と書いてありますのが、知的障がいでございます。それから自と書いてありますのが、自閉症並びに情緒障がいということでございますのでよろしくお願いいたします。それと発達障がいの児童の状況でございます。大変増えているというような実態がございます。その中で小海小学校につきましては10年間で自閉症、情緒障がい含めまして6名ということでございます。中学も同じでございます、平成24年度から知的障がいに加え発達障がいも増えたということで倍増しているということでございます。この原因でございますが、発達障がいが今まで学級の中でこれを障がいとして認められていなかった訳でございますが、この特徴が知られるようになりまして、早期に発見され医師らの診断を受け、そういったケースが増えたことにより、増えたと思われています。ここには数字的には表れていませんが、気になる、あるいは特別な教育的配慮を必要とする発達障がいに近い児童、生徒の数につきましては、この他にも多く存在すると思われま。統計によれば全体の5%クラスに1名から2名は必ずいるともいわれているところでございます。資料の方続けて説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。中段に小諸養護学校の児童、生徒数でございます。障がいをお持ちの皆さん、これは知的障がいに限る訳でございますが、その皆さんが通っているということでございます。これは平成27年度の資料でございます、小海町が5名、全て小諸の本校の方へ通学しているということでございまして、小学部が2名、中学部が1名、高等部が2名ということで計5名でございます。南佐久全体では22名。佐久穂町も含めまして多くの皆さんが通学しているというのが実態でございます。それと下段の特別支援学級の児童、生徒数でございます。これにつきましては、これも平成27年度の数字でございます。小中学校の特別支援学級へ通う生徒の皆さんは小海町が計7名。先ほどのとおりでございます。その他各南佐久の町村の状況についてはご覧のとおりでございます、佐久穂町が最も多く29名、続いて川上村が10名、南牧村が8名というようなことでございます。このほとんどの皆さんが普通学級、これとの通級をしているというのが現在の状況でございます。

	<p>す。資料について一括で申し上げましたが、あゆみ園につきましては申し訳ございません。資料がなくてお答えできませんがよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>障がい児の関係ではこの資料では過去何年という数字がないので増えているかどうかということは分からないのですが、発達障がい児の方はやはり小海の方でもだいぶ増えているということがうかがえる訳です。問題は障がいを抱える子供たちの学ぶ環境は整っているかということです。小諸養護も定員を倍以上上回っています。南佐久地域の要望もあって、佐久穂町に小、中の分教室が平成19年から開校しましたが、今教育長の説明でも本校の小諸の方に通っている子供たちが多様な話だったと思います。というのは、親が送り迎えをこの佐久穂町の方の分校で、親が送り迎えをしなくてはならないという問題があります。そのあたりの実態はどうかということをお聞きしたいのと、そういった問題への対応を考えているか、そのあたりをお答えください。</p>
<p>教育長</p>	<p>お答え申し上げます。小諸養護学校に関しましては、本校と分校の棲み分けでございますが、重度の皆さんについては本校、それと軽度かつ通えるような皆さんにつきましては分校という棲み分けになっています。なお、定員でございますが、小、中学部につきましては定員はないとお聞きしていますので、今回の資料については高等部の定員かと思われまゝ。いずれにしろ、各養護学校、大変多くの皆さんが通学し、支援を受けているということでございます。障がいがある皆さん一人一人の教育ニーズに沿った形での専門的な、支援ということでございますので、若干場所が限られている中においては、そこに通うということに関しては致し方ないかと考えています。ただ、現在の5名でございますが、佐久穂まで送迎し、そこからはバスとお聞きしています。そこまでの、ご家族、保護者のご苦勞等につきましては、大変だと認識している訳でございますが、それに伴う支援の方法につきましては、福祉的な支援の中で実際やらざるを得ないと考えています。ただ、移動支援等も含めましてこのサービスが受けられるかということと必ずしもそうではないというのが現実だと聞いています。ですから独自の支援策については、検討する必要があるのではないかと考えます。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>ただ今、本校と分校の棲み分けの件ですが、重度、軽度で決まっているということをお伺ひして、そこにやはり要求と違つたかたちの棲み分けがされているのかということをお伺ひしました。通学の件でやはり親が送り迎えをしなければならないということもお聞きしていますので、できるものでした</p>

	<p>ら南佐久の町村会で県の方にぜひ働きかけていただきたいと思います。それでただ今佐久穂の方までバスが本校の方から来ているという話もありました。それをぜひこちらにも向けていただくというか、通学バスを延長していただくということも考えても良いかもしれません。通学の事だけではなく、まず障がい児教育に目を向けていただいて、実態の把握をまずするというのをやっていただきたいと思います。教育長や町民課長、また町長、副町長でも良いのです。ぜひ小諸養護に訪ねていただいているいろいろな問題があると思いますので、実態を掴んでいくということからやっていただきたいと思います。それと発達障がい児の問題です。保育所でも小学校でも先ほど教育長の説明でもありましたけれども、グレーゾーンという言い方が相応しいは分かりませんが、隠れている、疑いのある児童もかなりの数いると聞いています。一人一人の障がいは様々です。一人一人に合った対応を小さいうちからやることで、その子供の個性として伸ばせることがわかってきています。気づきを早い段階でできるかどうか、そういうことも大きなポイントですし、周りや社会全体で発達障がいの事を理解することが大事ではないかと思います。10月に佐久穂町で教育懇談会が行われ、教職員の方、佐久穂のPTAの保護者の方たちと意見交換をしてきました。いろいろな話の中で発達障がいの話にもなりました。やはり教育現場は大変になってきている。特に印象に残ったのは、高校の中に特別支援教室がないのでその子供たちに寄り添うことができない。先生たちはとても大変のようでした。こういったこともぜひ現場の声を聞いていただきながら、例えば小海高校の空き教室を利用できないか等、県の方にぜひ働きかけていただきたいと思いますが、町長、発達障がいに限らず、支援学級や支援教室など、現場での実態把握と県への働きかけの考えをお聞かせください。</p>
<p>町 長</p>	<p>お答え申し上げます。長野県においては高等部の専門の学校というのはほとんどない。実は私は東京の板橋にあります志村学園高校というところに先般行ってまいりました。なぜ行ったかと言いますと、小海出身の方が校長先生をやっておられるということで視察に行ってみようと思いました。非常に恵まれた環境の中で、専門的な指導が受けられていたということで、長野県の場合については小諸養護学校を例にとりますと、小、中、高と、それぞれが一緒に生活をし、また勉強をしているということでございます。私も教育長の時に何回か小諸養護学校へは行きました。入学式、卒業式、授業視察、しょっちゅう行った訳ではありませんし、年にほんの数回ということでございますけれども、そういった中でプレハブ棟を増築しながら宿舍等の対応をされてい</p>

	<p>るということで、今的埜議員さんおっしゃったようにゆとりが段々なくなっているということでございます。ただ、今お話しがありましたように、町として当然乳幼児からずっと保健師、そしてあゆみ園、保育所、そして小学校とそれぞれ連携を取りながらその子供にとってどういった対応が、良いのかということが一番のポイントにおいてずっとそういった支援をしてきている訳でございます。ただ、県で小海高校へとか、そういったことについてはなかなか町から云々というよりも県の教育委員会の中で、佐久穂に分校ができたのも今新しい小中一貫の小中学校になっていますけれども、以前に佐久町の中学校の方にできたということですが、そういったかたちで町村が主体となってという訳にはいかないのではないかと考えています。また小海高校の大井校長先生とお会いする機会がありましたら、実現する、しないは別問題として、こんなご意見もありますよというお話をさせていただければと思っていますところでございます。</p>
9番議員	<p>町長も積極的に視察の方なども行かれていることも今お聞きしました。私が今日質問に挙げたのは、ほんの一部の問題であります。町長もその辺は支援学校の方にも顔を出していただけているということなので、様々な問題があることは町長自身感じていると思います。発達障がい児童による学級崩壊や児童虐待は大きな社会問題です。先月、茨城県の県教育委員による障がい児への人権侵害の発言も問題になりました。それは発達障がいではありませんが、茨城県は長野県に比べても支援学校の充実を進めています。これ以上手厚い支援は必要ないといったようなそういう考えからの発言でありました。ぜひ障がい児教育の事にこれからも関心を持っていただいて、どの子も大事にされ、良い環境で学べるような環境整備を整えていただきたい。そして誰もが安心して豊かな暮らしのできる町になることをお願いしまして私の一般質問を終わりにします。</p>
議長	<p>以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。</p>
<p><u>第10番 井出 薫 議員</u></p>	
議長	<p>次に第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。</p>
10番議員	<p>10番井出薫でございます。一般質問をさせていただきますけれど、その前にちょっと一言お話しをしながら一般質問に入りたいと思います。皆さん本日12月8日は日本軍が朝鮮半島や中国大陸への侵略に続いてマレー半島やアメ</p>

	<p>リカのハワイを攻撃した1941年アジア太平洋戦争の開戦から74年の12月8日です。日本は僅かその3年半余りの後に、一連の戦争に敗れ降伏をしました。戦後の日本は政府の声により再び戦争の惨禍が起こることの無いようにする。憲法の前文でありますけれども、このことを決意して再出発しました。にも拘わらず9月19日安倍内閣によって安保法制、いわゆる戦争法案が成立させられました。安倍首相は法案の強行直後、戦争法案というレッテルが張られた。これを一つ一つ剥がしていくと述べました。安保法制は憲法9条が戦前の侵略戦争と植民地支配、日本国民310万人、アジア諸国で2000万人以上という尊い犠牲の反省から、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使の放棄を明確にしたにも拘わらず、自衛以外での武力の行使を戦後初めて法制化した訳であります。このことによって例えば、今テロの問題になっていますが、自衛隊が空爆を要請された時に今の法律はこの行動が可能になったという、現実的な非常に危険な法律がつけられたということがあります。安倍内閣は日本を取り巻く情勢が根本的に変容していることを最大の理由にしておりますが、アフガニスタン問題でも領土問題にしても先程いいましたISいわゆるイスラム国問題でも、フランスなどではテロがどんどん広がっており、武力で解決できないことをますます鮮明にしております。そういった中でこの戦争法と一体となった米軍基地の増強、沖縄は今大問題になっておりますけれども、沖縄の基地だけではない訳であります。米国防省は5月17日の戦争法案国会への提出直前の11日、米空軍特殊作戦機CV-22オスプレイを東京の横田米軍基地に配備し、特殊部隊を派遣することを発表し安倍内閣はこれを受け入れることを決定しました。町長これまで我が小海の町でも色々軍用機が飛んだり、佐久平では戦闘機が低空飛行して、町長も色々対応してもらいましたし、佐久市でもそのような対応をし、県の方でもそれなりの対応、努力をされて安保法の国会の関係もあろうことかと思いますが、最近はこういった飛行が無くなってきているというのが現状だと思います。そういった点での活動を評価いたしますけれども、ここでまずオスプレイに対する町長のイメージといいますかどのように考えておられるかこの点をまず、最初に伺っておきたいと思えます。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。今オスプレイの話でございますけれども、高速で大量輸送ができる航空機であり、日本においても大規模災害等が発生した時には、その機能を発揮し広範囲で救助活動ができると言われております。一方では運行時の騒音や墜落事故等の住民生活への悪影響や生活環境、動植物そういったものに影響を与えるということが懸念をされているところでござい</p>

	<p>ます。最も大事なことは地域住民が安心して安全な暮らしが営めるようにすることが重要であると、このように受け止めているところでございます。</p>
<p>10番議員</p>	<p>確かに防衛省の資料を見ましてもこれまでの活動を見ましても、災害救助の活動こういった点での一定の役割は果たしている部分もありますが、多くの部分でやはり非常に墜落、未亡人作成機と言われるほどパイロットが何人も死んでいる訳であります。こういった飛行機だということは多くの方がイメージを持っておられるのかと思います。そういう中で、この配備計画ですが、今も言いましたように世界で最悪の欠陥機と言われるCV-22オスプレイの配備の問題と世界で秘密作戦を強行する米空軍特殊部隊、こういう特殊部隊を新たに横田に作ると、CV-22オスプレイの役割はここにある訳でありまして、問題としては本当に重要であります。例えば先程の事故の話でありますけれども、世界で最悪の欠陥機と言われるCV-22オスプレイは沖縄普天間基地に24機配備されている米海兵隊のMV-22オスプレイと比べてもクラスAという重大事故率、これは非常に大きな事故結果であったり、死亡者があったりと一定の規定の中での事故率。10万時間あたりの事故率をアメリカ発表していますが、MV-22の事故率は2.12だそうです。これに対しCV-22は7.21だと、3.4倍という高い事故率だということです。どうも日本の防衛省の皆さんは、CV-22は非常に事故率の高い飛行機だという事をご存じのようなのです。ちょっと紹介したいのですがYouTubeで2015年5月20日衆議院外務委員会で共産党穀田恵二議員が紹介されていますけれども、オスプレイ標準時に墜落と2012年6月CV-22フロリダの墜落と、この安全性の分析評価書というのを衆議院の外務委員会で岸田外務大臣と佐藤防衛副大臣と議論している訳です。ぜひ興味のある方は見ていただきたいのですけれども、要するにCV-22は特殊任務だから超低空飛行をしたから落ちたのではないですかという質問を日本の防衛関係の方、記者の方がアメリカへ質問をしてそれに対してアメリカはそうでない。ごく普通の飛行訓練だったと答えている訳ですが、その報告書を国民に明らかにしていない訳です。共産党は手に入れましてそれを国会で追及した訳ですけれども、そういったYouTubeです。興味のある方はぜひ見ていただきたいと思います。それで先程も言いましたけれどももう一個は、CV-22オスプレイは米空軍特殊作戦機という超低空で敵地に隠密裏に潜入するという任務を持っている、空軍訓練マニュアルによれば日米地域協定でも禁止されている、この資料の中にもありますけれども150m以下の低空訓練を計画している、60m以下の超低空訓練を行なおうとしていると、これは</p>

	<p>参議院の外交防衛委員会で明らかになっている。ここまで言っただけで②の項目訓練空域と小海町への影響はと、それからその後町長の考えと対応を通告してありますので、まず小海町への影響の部分について説明をお願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答え申し上げます。資料6ページをお願いしたいと思います。左側が防衛省のホームページからの抜粋でございますが、横田基地へのオスプレイ配備計画の概要ということでございまして、具体的にはどうなのかということでございますが、3番目でございますが横田飛行場へ平成33年までに計10機のCV-22オスプレイが配備されるということでございまして、最初の3基が平成29年の後半に配備される予定だということでございます。横田飛行場周辺での訓練はこういったかたちで行われるということで、空域でございますが、右側上の地図でございます。これが横田空域の状況ということでございます。7010mとか、書いてありますのが下のA5版でございますがABCDEからHまででございます。これが、方角が変えてございますので、これが一致するというので、この高さまでの空域を横田管制が空域を管理しているということでございまして、ここは米軍指揮下の横田管制が空域を管制しているということで、一般の機はその許可が必要であるという意味でございます。オスプレイの訓練区域でございますが、今回揉めておりますが、このホテルスペシャルユースエアースペースという、ホテルHといわれているエリアでございます。このホテルということには特別な意味はございません、Hエリア、エリアHということでございます。これは具体的に何処かというのが7ページのものでございます。これは座標軸でオスプレイ訓練区域エリアH、座標軸で北緯何度、東経何度といったかたちで米軍から示されておるのが環境レビューにのっておる訳でございますが、これを長野県内に当てはめると左側は大きく拡大した図でございますが、1番の南のはしが蓼科山でございます。それから南側へ小海町を通りまして群馬県の南牧村の役場の南側を経由するラインと立科山から立科町を経由して東御市へ抜ける方面のものがこのかどにあたってくるということでございまして、長野県内17市町村が該当するのではないかとされているエリアでございます。小海町は右側で拡大図でお示ししてございますが本間地区の北側を通過すると、横切るというようなかたちで南端が示されておるということでございます。これをもっと拡大しますと中部森林組合さんの事務所の北側付近がそこに当たるのではないかと位置取りになるということでございます。具体的にどういったことが考えられるかということでございますが、この訓練空域が</p>

	<p>確実に守られるとしても小海町への影響というのは本間付近に出てくるだろうと、これは騒音ですとか諸々、低空飛行の訓練などなど、先程町長申し上げましたとおり非常事態もあり得るということでございますので、全く無関係では無いということでございます。ただその夜間訓練も含めてですが、どの程度の訓練頻度があるのか、時間はどうなのか、高さはどうなのかといったことが全く米軍から示されていないというのが今の段階でございます。これにつきましては不安が交錯するということもございまして長野県の方からもこういったことについて国の方へ北関東防衛局の方へ經由して米軍へ照会中である、ということでございまして、まだその回答が今現在無いという状況でございます。いずれにいたしましても平成29年までには最初の3機が横田基地へ配備されるということが明らかになった訳でございますので、これにつきましては今後も関心を持って注視してまいりたいと考えております。</p>
<p>10番議員</p>	<p>エリアHということで小海町は只今総務課長の説明によりますと、森林組合のあの辺までが、今言われている中身だという説明でありオスプレイが日本とアメリカの約束では150m以上を飛ぶというのが約束でありますけれども、先程言いましたように空軍の訓練マニュアルでは60m以下と、特にCVオスプレイは超低空飛行でその任務からしてやらなければならないという訓練をもっているということであります。実はHエリアだけでオスプレイは訓練をするのかということはまだ不明でありまして、そういった中で非常に心配されているのが横田基地にはC-130輸送機というのが配備されていると、横田基地が設置した空中衝突防止会議の資料、先程配っていただきましたこの資料ですけれども、首都圏に低空飛行訓練ルートを作り、首都圏全域で低空飛行訓練を現在強行していると。これまで飛んできたやつもこういうことかなというイメージをもっているのですが、それがこの地図と上の三分の一位のところに横田C-130編隊飛行ということで太い線が書いてありますけれども、今度はちょうどその矢印の辺が長野県の私たちの地域に当たるように見えます。先程のように詳しくは解りませんが、地図からいってこういう状況だと、それで東京、千葉、茨城、栃木、山梨、群馬、長野、神奈川、静岡の一部を通過する一都八県に及ぶ広大なエリアでCV-22オスプレイがこのような訓練を行なうと危険があると、それは富士の演習場だとか、今オスプレイが配備されている関係、それから米軍基地の配置の関係からして横田のCV-22オスプレイがそこに行かないなんてことは無い訳でありまして、そういった意味で私たちの小海町はその全域が訓練の対象になると危惧される</p>

	<p>訳であります。先程の総務課長の説明、それから私のこういった今の説明の中で町長は③としてこういったことに対して、考えと町長の対応をお伺いいたします。</p>
町長	<p>オスプレイの飛行区域については、今現在でわかる範囲内で総務課長から説明をいたしました。県の方で今、回答を求めている訳でございますけれども正式にはこの空域だよ、ということについては、まだ県の方に回答が来ていないということでございます。しかし今の横田のC-130の編隊飛行、こういったものから総合的に判断すると、オスプレイとこのC-130で小海町がほぼ全域、そういった危険な区域に入るのではないかとということが懸念をされるという、今お話がございました。当然オスプレイについては平成29年から配備をされるということでございますけれども、今直ちに重大な危機を招くということはありませんが、引き続きそれぞれ情報を早くキャッチする注視するこういったことによって一番大事なことは関心を持っている町民の皆さんを含め、全ての町民の皆さんの安全の確保に努めていくことが、一番重要だろうと考えております。これからもずっとこの問題については情報収集と注視をしてまいりたいと思っております。</p>
10番議員	<p>あの佐賀県知事でありましたけれども、うちの県は飛ばないでくれということを確認に申されて国のほうでも非常に答えに対して、その意思を汲んだ行動がこのところ起きているということでもあります。私はそういった意味ではぜひ町長、実際に飛んできてからうんぬんというのではなくて、やはりオスプレイは我が町では飛んでほしくないということを明確にしながら情報収集をしていくという姿勢に私は是非なっただきたいと、このことは強く要求したいと思えます。最後に紹介をして次に移りたいと思えますけれども皆さんの中で雑誌、正論という雑誌をとっておられる方あるかと思えます。この今年の2月号ですか、自衛隊の特殊部隊の元軍長 荒谷卓が座談会で話しているのですけれども、世界の特殊部隊は任務として拉致をします。これは常識です。ですから北朝鮮の工作員、あるいは特殊部隊が日本人を拉致したことはそれ自体が国際的な非常識とは言い切れないといふとんでもないことを口にしていきます。米特殊部隊も2015年5月CV-22オスプレイを使って過激派組織IS幹部を襲撃し殺害すると共にその妻を拉致したと、戦争と一体となって特殊で陰湿な仕事を行うのが特殊部隊なのです。今年の5月沖縄で米特殊部隊が秘密裏に訓練をし、ヘリコプターの墜落事故が起きたというのは記憶に新しいところです。そのヘリに陸上自衛隊特殊作戦軍の兵員10人が搭乗し2人が負傷するという事故があったことは皆さんご承知のとおり。国民</p>

	<p>の知らないところで危険な特殊作戦計画が進行していることを示しています。安保法制の危険性とこうしたオスプレイの配備など米軍との軍事強化の方向というのがなんとしても私たちは止めていかなければならないと思います。皆さんと力を合わせ訓練の中止を求めていきたいと思います。それでは次の質問に移りたいと思います。2番目としてまちづくり推進課の設置をということで、私は地域の活性化、地方創生というようなことで、6月の議会と9月の議会で島根県の海士町、岡山県の西粟倉村を紹介し議論をしてまいりました。町長も先程申されましたけれども、町の議会でもこの西粟倉村を視察した訳でありますけれども、こうした議会の中で町長は例えば西粟倉村は村の95%以上が森、山林でその資源を生かす100年の森構想を掲げて林業の再生に力を注いでいると。その結果従事者が大きく伸び携わる木工の皆さんなどの定住に結びついたと答弁され、海士町では離島を逆手にとって観光、海藻の商品化、CAS凍結センターなどで活性化を目指していると、挑戦するときには挑戦をする。盛り上がった時にはその時一気にやる。学ぶべきところがあると答弁されております。そこで私はこうした学ぶべきところがあるということでありまして、先程皆で話をしましたら、町長は6年目が終わるといような、この議会が終わりますと3月議会があと2年という状況であります。そうした中で今後どうこうした学ぶべきところ、こういうのを活かしていくのかという点を伺いたいと思いますが、町長、「キンニャモニャの変」見たことありますか。第3次海士町総合復興計画ダイジェスト版ですけれども、もしないようでしたらないで結構です。お願いいたします。</p>
町長	<p>今、その海士町のそれについてはまだ見ていません。実はこの前も前回は答弁をさせていただきました。やはり西粟倉村は資源として山林が村の大きな面積を占め、そしてその大きな資源を活用して村づくりを行った。そして海士町については離島であり周りが海に囲まれていると、一番大きな資源というものが海であると、そういったことから海産物を中心に、もちろん畜産も合わせて活性化を図った。そして例えば近くでは川上村さんについては一番大きなレタスというもので村の活性化を図っている。また隣の北相木村さんについては都会から子供たちを呼ぶ山村留学、こういったことで村おこしに力を入れていると、ですからそれぞれの町村で一番の資源、あるいは文化、経済こういったなかで小海町が、一番の小海町にとってこれを活かして町づくりをしていく、こういった物がなかなか率直に言いまして見つからないというのが現状であると思います。それですからもろいろなことをしながらその中から一つのものをあるいは二つのものを作り出していく。先程もご答弁</p>

	<p>申しあげましたけれども西粟倉村に議員の皆さんが視察に行つて林業を活かして、そして川上と川下、要するに材として生産する場所、もう一方ではそれを加工し家具、いろいろなものとして作り変えていく。では小海町にそれが、カラマツそのものというものがそういったかたちで馴染むのかどうか、またそれが町の活性化として、丸太だとか合板だとかそういったかたちで販売する物と一歩進んだ政策が果たして小海町でいいのかどうか、ということについて先程も答弁をいたしましたけれども、私も含めて何が出来るのか検討をするように指示をしたところでございますが、ただそれらについて、そのまま小海に当てはめるといふ訳にもまいりませんので、良いところは学び、良いところは活用ができれば活用をしていく、町の政策に取り入れていく。こういったことが大事だろうと考えている所です。</p>
<p>10番議員</p>	<p>町長も正直になかなか見つからないと、正直にお答えをされ一般論的に良いところは学び、良いところは活用していくという答弁を私はされたと思うのです。私は、今回またこうやって総合戦略ということでこういう資料を作っていたら、地域での懇談会、あるいは若い人たちのPTAですか、懇談会だとかアンケートだとか非常に努力されて、こういった総合戦略を今発表されたということでもありますけれども、私はこういった町の政策、事業やこういうことをやろうということを決めているのは何処でやっているのかと、そしてそういうことをやる、決めるまでの提案の過程、アンケート、地域での懇談会とかそういうことはこの中にも書いてあるから良いのですけれども、特に私は農業振興、林業振興、商工観光の分野で、やはり具体的な事業、政策決定というのをどういう部門でやり、最後に審議会に出したり、議案として提案して議会の議決をいただくということでもあります、審議会に提案するまでの過程、そういうのがなかなか見えない訳です。その辺はどのようなか伺いたいと思います。</p>
<p>町長</p>	<p>審議会に提案するまでの経過ということでございますけれども、例えば一つの例として小学校の統合の問題。そういった大きな問題、町の歴史を変えるような大きなものについてはいろいろな場面でいろいろな皆さんの多くのご意見を拝聴し、公聴会等も開きながらいろいろな皆さんのご意見をお聞きし、最終的にまとめて、例えば統合の委員会そういったところでご審議を、学校の在り方を考える会というもので行う。そういったかたちで、それぞれやる訳でございますけれども、普通の通常の審議会というものについてはある程度事務レベルでまとめて、そしてまたその時に必要となれば関係する団体、関係する皆さま方のご意見をお聞きし、そして最終的に審議会の考えを</p>

	<p>伺って、そして予算計上するものは予算計上する。また議会で議決いただくものは議会で議決をいただく、そういったかたちで進めてきたというのが実態でございます。</p>
<p>10番議員</p>	<p>小学校の統合の時の例を出され、地区懇談会やそれぞれの部門で非常に積極的に議論を重ね慎重に慎重をとって進めてきたということは理解できるのですが、私が伺いたいのは学校づくりも町づくりですからそうなのですが、例えば町の活性化という点を見たときにやはり農業振興や林業振興、商工観光の振興、こういった部門でも具体的な政策、町づくりをどう進めるかと、先程10年、20年先を見越した農業政策をという意見をされた方もありますけれども、私はやはりこの部門をもう少し町としても変えていかなければ駄目ではないかというふうに思うのです。インターネットで是非見ていただきたいのですが、先程の海士町の27年度の職員配置表をいうのを取り寄せたのですが、町長、副町長の下に文部科学省派遣の地域協力魅力化コーディネーターという方が居られます。皆さんもご存じのとおり海士町の高校教育の取組というのは非常に全国的にも先進的活動として評価されていますが、私は体制的にやはりこういう体制をとっていくと、町長の下にはさっきの高校の魅力化プロジェクトというプロジェクトチームを作っていること、それからまち・ひと・しごと創生戦略のプロジェクト、こういう部門を作っている。先程町長見ましたかということですけど、これは3次計画であって今の町長さんになって4次計画を作るのですが、こうした50人くらいの大きなプロジェクトで1年位掛けて、それで4次の計画を立てている訳ですよ、この3次の具体化として。そういう中で小海の町は、産業課は建設、農業、観光、商業それぞれみんな係になっている。けれど、海士町は交流促進課というものを持って、この中に定住係と観光、商工係がある。それから地域地産地商課というものがある。前言いましたけれども地産地商の商は消費の消ではなく、商いの商です。こういう課を作って、その中で農業基盤整備、水産、商品開発それぞれ担当がある訳です。支援センターだとかいろいろそういった部門での課も作ってやっていると。やはり本当に物事を進めていく時に農業を基幹産業とって係が一人では駄目です。商工振興だ、観光振興だといっても係が一人では駄目なのです。私はやはり本当にこの小海の町で活性化をもたらしていくというのであれば、もっともこの計画段階での立案、こういったものをもっと少しお金をかけ人を集め、そして本格的なプロジェクトを作って研究していく。そして私が一番言いたいのはこの町の総合戦略、いろいろ書いていますけれども、誰がやるのか、誰がやるのかと</p>

	<p>というのが一番疑問なのです。こっちの海士町の「キンニャモニャの変」、第3次計画ですけれども、これは町民の皆さんが協力していかなければ困りますよという長期計画なのです。要するに行政が何でも請負って何でもやるということではないと。こういう計画を町民の皆さんと立てたと、そしてこの計画を実現するためには町民の皆さんに協力していただかなくては駄目だと、そういった長期計画なのです。同じ長期計画を作るのにも根本的に姿勢が違う訳、体制も違う訳。西粟倉村、この間視察に行きまして、課長補佐の神原さんという方が100年の森構想の説明をしてくれましたのですけれども、彼は教育委員会の方をやっていて森林の方は良く解らないというようなことを頭で言いながら、職員は林野庁からの出向の永井さんという女性の方と、横浜市からIターンした横江さんですが、この二人が下で本当にやっているのですよ。役場の中で。私はやはり「より良い方向で」みたいな議論は大いに結構ですけれども、そうでなくてやはり今一歩いろいろ決めたことを中心になって考え進めていく部署を、とりあえず町の中に作る必要があるような気がします。これが町づくり推進課設置というのが私の提案です。それでこのまちづくり推進課は何をやってもらうか。先程の議論を聞いていても、農業のことは農協と相談して、森林のことは森林組合と相談して、商工のことは商工会と相談して。私はこういう団体の役割と町、行政の役割は、私は違うと思うのです。私は粟倉村へ行って粟倉村の森林組合の実情を知りました。一緒に行ってくれた森林組合の彼が、小海の森林組合とは事情が違うと言ってくれました。私たちも是非今度は森林組合と懇談をしたいと思っておりますけれども、こういう一つ一つのことに對して、やはり真剣に本気度を持って町づくりの施策、政策としていくとこういうものを本当に作り上げて、その実践の先に立つ、こういうまちづくり推進課、こういうものを是非設置していただいでやっていただくと。その他は教育委員会など色々この町村でもある、いわゆる一般事務の仕事もある訳でございますけれども、やはりそういう部門を作っていただいで本気度を持って住民の皆さんの声も聞いて進めていくという、私は体制が重要だと思います。その中に地域協力隊の方も入っていただいても結構ですから是非やはり具体的行動をする、そして農林業、商工観光の町づくりをどう進めるかとか、情報の収集、政策の立案、そして情報発信、こういった仕事を行う様な課を私は設置するべきだと思いますがいかがでしょうか。</p>
町長	<p>総合的に取りまとめを行うそういった意味合いでまちづくり推進課を設置したらどうかということでございます。確かに宮崎県の綾町という所にいつ</p>

	<p>た時に、まだ森林組合は町単独という町でございました。それがなぜ単独かということは、要するに町と一貫して事業の推進が出来るよというのが一つの理由として町長さん言われましたけれども、ただ一つの課を設置することについては当然、行政改革推進委員会とかそういったところで議論をし、また何をするために作るかということについても若干時間を取らなければいけないだろうと思います。今は企画係を増員する。あるいは農政だとか経済係そういったところに人的な配置をしながら、そういった直売所の関係だとか、あるいは農業振興、商工業の振興そういったことについて力を注いでいくということは今私も考えているところでございます。今すぐまちづくり推進課を設置して、そこで優秀な人材をとか、あるいはいろいろな外交、いろいろな面に明るい仲間を集めて委員会をやっていこうということについては、今の段階では無理だと思っています。いずれにいたしましてもリーダーシップを持ちながらどういった町づくり、ただ全国には1718の市町村がございました。それぞれの市町村がそれぞれの特徴を出して、それぞれの行政組織の中で行政を推進している。今、海士町そして西粟倉村の組織というものについてお聞きを、提案を頂戴致しましたけれども、それらも参考にしながら幅広く、即という訳にはいきませんが、とりあえず来年については私としてはそんな考えを持っているところです。</p>
<p>10番議員</p>	<p>それでは、まとめたいと思います。町長はいろいろ体制作りには行政改革推進委員会ですか、開かなければと言われましたけれども、私はまず町長の腹が決まらなければこんなことはできないと思うのです。これまでのような流れの中でこなしていくという姿勢が、町長がいつまでもあるようでしたら、私は本当に無理だと、それは西粟倉村にしても海士町にしてもやはり長のリーダーシップというのがものすごく働いているというのは実際に粟倉村に行っても私は感じましたし、海士町の、町長も見ましたか、DVD、NHKで放送されたあれを見たとおりに、本当にリーダーシップがそこにあって、やはり将来に対する夢と希望を皆で作ろうという姿勢が長から出ているというのが一点。それからこれまでも議論してきましたけれども、両町村の共通点は仕事が無いから過疎になる。だったら地域資源から仕事を生み出そうというのが基本的な発想であり、あの海士町のDVDの中で見た「島では当たり前サザエカレー」というのが、今でもトップのメニューになっているとDVDの中で放送されましたけれども、開発に2年半かかったというのです。私は2年半小海町で特産品開発に集中できるかと、そういう体制が本当にあるのかと、意欲があるのかと、やる気のある職員が力を出して頑張ろうという環境</p>

	<p>がそこにあるのかどうかと、私はこの事を強く申し上げまして町長の姿勢、こういった点をしっかりと持っていただきながら、この12月議会が終わりますと任期は後2年でありますけれども頑張っていたきたいということを強く要望しまして私の一般質問を終わりたいと思います。</p>
議 長	<p>以上で第10番 井出薫議員の質問を終わります。</p>
議 長	<p>以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。 なお、今後の予定といたしまして明日9日午前10時から現地視察を行います。視察箇所につきましては本間上法面崩落現場、芦平土砂崩落現場、高原美術館視察となります。なお服装は作業服、長靴着用をお願いいたします。また、現地視察終了後、午後1時から全員協議会を行います。 これをもちまして本日は散会といたします。 ご苦勞様でした。 (ときに午後4時46分)</p>